

医師国家試験事業外11試験事業 民間競争入札実施要項（案）

令和●年●月

厚生労働省

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とするものである。

上記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針（令和元年7月9日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された医師国家試験事業外11試験事業（以下「試験実施事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

なお、試験実施事業の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ的確に実施しなければならない試験実施事業全般の政策目標に十分配慮するものとする。

2. 試験実施事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき試験実施事業の質に関する事項

（1）試験実施事業の概要

① 医師国家試験事業外11試験の概要

医師国家試験事業外11試験は、下記の各職種に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、厚生労働大臣が実施している。

厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、各地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）において実施しており、これらの事務がこの民間競争入札の対象となる。具体的には、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等がある。

イ. 医師国家試験

医師国家試験は、医師法（昭和23年法律第201号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が医師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の内容は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関するもの。
- ・筆記試験（客観式）。

ロ. 歯科医師国家試験

歯科医師国家試験は、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が歯科医師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の内容は、临床上必要な歯科医学及び口腔（くう）衛生に関するもの。
- ・筆記試験（客観式）。

ハ. 保健師国家試験

保健師国家試験は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が保健師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論。
- ・筆記試験（客観式）。

二. 助産師国家試験

助産師国家試験は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が助産師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理。
- ・筆記試験（客観式）。

ホ. 看護師国家試験

看護師国家試験は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が看護師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践。
- ・筆記試験（客観式）。

ヘ. 診療放射線技師国家試験

診療放射線技師国家試験は、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が診療放射線技師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エックス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学及び放射線安全管理学。
- ・筆記試験（客観式）。

ト. 臨床検査技師国家試験

臨床検査技師国家試験は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第11条及び第12条に基づき、臨床検査技師が医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検査として厚生労働省令で定めるもの（微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査及び遺伝子関連・染色体検査）及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うに当たり必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学及び臨床免疫学。

- ・筆記試験（客観式）

チ．理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験

理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が理学療法士及び作業療法士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・理学療法士国家試験の試験科目は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法。
- ・作業療法士国家試験の試験科目は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法。

- ・筆記試験（客観式）

リ．視能訓練士国家試験

視能訓練士国家試験は、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第10条及び第11条に基づき、厚生労働大臣が視能訓練士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学及び視能訓練学

- ・筆記試験（客観式）

ヌ．管理栄養士国家試験

管理栄養士国家試験は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の2に基づき、厚生労働大臣が管理栄養士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆

栄養学、給食経営管理論。

- ・筆記試験（客観式）

ル. 薬剤師国家試験

薬剤師国家試験は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第11条及び第12条に基づき、厚生労働大臣が薬剤師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の科目は、物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務
- ・筆記試験（客観式）

② 試験実施時期

試験は、試験ごとに年1回実施しており、概ね2月から3月に各1～2日間の試験日が設定されている。

（2）民間競争入札の対象となる試験実施事業を行う地域（以下「入札対象地域」という。）

入札対象地域は次表のとおりである。すべての試験、すべての地域を一括して入札を実施する。

試験地	医師	歯科医師	保健師 助産師 看護師	診療放射線 技師	臨床検査 技師	理学療法士 作業療法士	視能訓練士	管理栄養士	薬剤師
北海道	○	○	○	○	○	○		○	○
青森県			○						
宮城県	○	○	○	○	○	○		○	○
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○						
愛知県	○	○	○	○	○	○		○	○
石川県	○		○						○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○	○				○
岡山県								○	
香川県	○		○	○	○	○			
徳島県									○
福岡県	○	○	○	○	○	○		○	○
熊本県	○								
沖縄県	○		○		○	○		○	

○印を付した試験地で該当する試験を実施する

（3）民間競争入札の対象となる試験実施事業の詳細な内容

民間競争入札の対象となる試験実施事業（以下「入札対象事業」という。）は、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等の業務である。

① 事業期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。（令和3年試験から令和5年試験までの受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等並びに令和3年試験から令和6年までの会場確保業務（会場確保業務については④ハを参照のこと））

② 厚生労働省からの無償貸与物件（提供時期）

各種マニュアル（入札説明会時）

- ・ 医政局所管国家試験実施細則、管理栄養士国家試験実施要領及び薬剤師国家試験実施細則
- ・ 願書や受付資料等の様式例

（注）上記資料の開示に当たっては、第三者に公表しないこと及び民間競争入札の目的以外には利用しない旨の誓約書を徴することとする。また、入札に参加しない場合は入札参加申込期限までに、入札に参加する場合は開札日までに返却すること。なお、落札者については、開札日以降引き続き貸与することとし、請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の月末までに返却すること。

③ 業務の引継

民間事業者は、請負契約の終了に伴い請負う者に変更がある場合は、次に請負う者に対し必要な引継を書面でしなければならない。

④ 事業内容

イ. 施設の概要

入札対象事業は、各試験において、それぞれ下記に示す程度の規模の出願者を対象として実施するものである。したがって、入札対象事業の実施に当たっては、これらの規模の出願者を収容可能な大学等の施設を借り受けた上で実施する必要がある。

現時点において想定している出願者数の規模（令和3年実施分）

医師国家試験	10,500人程度
歯科医師国家試験	3,500人程度
保健師国家試験	7,000人程度
助産師国家試験	2,000人程度
看護師国家試験	66,000人程度
診療放射線技師国家試験	3,500人程度
臨床検査技師国家試験	6,000人程度
理学療法士国家試験	12,500人程度
作業療法士国家試験	7,000人程度
視能訓練士国家試験	1,000人程度
管理栄養士国家試験	23,500人程度
薬剤師国家試験	17,000人程度

注：全試験会場の合計人数である

なお、試験区分、試験地別の内訳は次のとおりである。

試験地	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	管理栄養士	薬剤師
北海道	380	140	130	60	3,150	220	200	590	310		1,060	580
青森県			170	20	1,160							
宮城県	830	180	320	110	2,820	100	140	780	490		1,790	1,330
東京都	3,410	1,690	2,240	560	19,210	1,340	2,730	3,740	2,070	580	8,590	6,800
新潟県	120	120	450	80	1,400							
愛知県	1,000	270	920	230	6,820	420	490	1,420	740		2,790	1,430
石川県	480		310	40	1,750							480
大阪府	1,560	530	970	400	11,590	600	910	2,710	1,470	420	4,150	3,400
広島県	610	70	460	110	3,870	150	230					930
岡山県											1,960	
徳島県												630
香川県	610		350	70	3,700	160	350	720	410			
福岡県	1,090	500	560	290	9,640	510	890	2,360	1,360		2,990	1,420
熊本県	280											
沖縄県	130		120	30	890		60	180	150		170	
計	10,500	3,500	7,000	2,000	66,000	3,500	6,000	12,500	7,000	1,000	23,500	17,000

数値のある欄の試験地で該当する試験を実施する。前記（２）参照。

ロ．業務実施上の注意

入札対象事業は下記ハ～チの各工程からなっている。民間事業者は業務の実施に当たり、以下のことに注意するほか、担当者を定めた上で、厚生労働省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

また、今後の関係法令の改正等により試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- a) 入札対象事業の実施に当たり、作業フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等、責任の所在を明確にすること。また、それぞれの事業担当部署の進捗具合を勘案して、進捗の遅れている事業担当部署に人員の再配置を行うなど、状況に合わせて柔軟に補正対応が可能な体制となっていること。
- b) 入札対象事業の工程ごとの作業方針及びスケジュールの策定並びに訪問及び郵送での書面による願書の受付窓口住所地及び電話等による照会窓口の決定を令和３年試験については、令和２年５月中旬、令和４年試験については、令和３年５月中旬、令和５年試験については、令和４年５月末までに行い、厚生労働省と調整すること。
- c) 受験申請者からの問い合わせや苦情等に対する対応については、専用回線を敷設するなど適切に行うこと。問い合わせや苦情等受付に関する開設期間は、下記の期間を想定している。
 - ・医師、歯科医師国家試験・・・７月初め
 - ・保健師、助産師、看護師国家試験・・・８月初め
 - ・診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士国家試験・・・９月初め
 - ・管理栄養士国家試験・・・８月末
 - ・薬剤師国家試験・・・８月末

- d) 事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ハ. 試験会場の確保業務（12月～3月）

- a) 令和3年に実施予定の試験については、厚生労働省及び前請負民間事業者が令和2年3月末までに確保する試験会場を使用すること（試験会場の使用許可は本事業を請け負う民間事業者が自ら取得すること。）。

令和4年以降に実施する試験については、これまでの借上げ実績及び受験願書の出願状況等を参考に、厚生労働省と協議の上、民間事業者において試験会場（試験室、予備室及び試験事務室）を前年度3月までに確保すること。令和3年から令和5年に実施する試験の試験会場について、最寄りの交通機関からの道順、目標物等を明示した試験会場の案内図を作成し、厚生労働省に送付すること。

なお、契約の最終年度においては令和5年度中に実施予定の令和6年試験までの試験会場を確保し、その使用許可又は内諾を受けた状態を当該試験以降に試験を実施する者に引き継ぐこと。

- b) 試験会場については、空調設備（暖房。ただし沖縄については冷房。）を完備したものを確保すること。また、試験監督官等が受験者に個別に問題等を容易に配付できる広さの通路を確保するほか、原則として各受験者の間に1席分以上の間隔を確保すること。

また、経済連携協定（EPA）に基づく看護師国家試験受験者用の試験室を別途確保すること。なお、当該受験者については、厚生労働省が別途指示する。

- c) 身体に障害を有する者等の受験申請者を想定し、当該受験者用の試験室を別途確保すること。なお、受験申請者から提出される配慮事項申請書の受付方法や対応等については、厚生労働省が別途指示する。
- d) 試験日については、厚生労働省が別途指示するので、民間事業者は当該試験日における各会場の手配を行うこと。
- e) 試験会場については、原則として試験日前日から借り上げること。前日借り上げについては、概ね午後1時から4時間程度を想定している。
- f) 体調不良者等に対応するための予備室を別途確保すること。確保した予備室には受験者が横になって休める設備（例：簡易ベッド、コット）を複数用意すること。

二. 受験案内・願書・受験写真用台紙配付、願書受付業務

※a)～e)については業務が集中し、特にd)～e)の段階になると作業スケジュールが短期になる傾向があるため、作業工程や進捗管理について徹底すること。

- a) 受験案内・願書配付（概ね9月上旬～翌年1月中旬、準備・審査期間を含む）

1) 民間事業者は、受験案内を作成し、厚生労働省から願書、受験写真用台紙ひな形について通知を受けた後に必要数を複製し、配布用の受験案内、願書、受験写真用台紙を所要数用意すること。受験写真用台紙については、必要数を厚生労働省より民間事業者に送付する。

2) 管理栄養士については、必要数の配布資料一式（受験要領（冊子）、別紙様式、コンピューター入力カード、写真台紙、受験願書等送付用封筒）を厚生労働省より民間事業者宛に送付する。

3) 民間事業者は、受験申請者等からの請求に応じ、受験案内・願書・受験写真用台紙等の配付資料一式の郵送を行う。各職種養成学校への配布は厚生労働省が郵送にて行う。民間事業者は、郵送用の願書・受験写真用台紙の部数が不足するおそれが生じた場合には、事前に厚生労働省に連絡を行い、厚生労働省より資料の送付を受けること。

b) 願書受付・審査（11月～翌年2月）

1) 民間事業者は、訪問及び郵送での書面による願書の受付を行うものとする。必ず試験区分、受付日、氏名、連絡先について受付記録をとることとし、不備等の補正の際にも同様に受付記録をとること。

2) 受験願書の受付期間中においては、訪問による願書の受付を行うため、民間事業者は地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）エリアごとに、窓口を設置しなければならない。（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇を想定。）試験区分によって該当しない試験会場については、訪問受付窓口の設置は不要である。また、電話等による照会窓口を、試験区分ごとに少なくとも1カ所は通年開設する必要がある。

従来の実績としては、訪問窓口の開設時間は土日祝日を除く午前9時から正午12時、午後1時から午後5時までに設定している。窓口は願書受付から合格発表まで実施していたことから11月上旬から3月下旬頃まで開設している。また、電話等による照会窓口は、1カ所通年開設していた。なお、受付窓口の開設期間（終期）について、出願期間終了後も合格発表日の10日前後（土日祝日を除く。）まで窓口の開設が必要となるため、令和2年度以降は3月までとなる。

3) 郵送での願書の受付を行う際には、願書の送付先は、民間事業者において、個人情報が入力され収入印紙が貼付された願書を管理するのに適当な場所をあらかじめ確保した上で厚生労働省と協議し、指定された住所地とすること。受付に当たっては、願書記載事項の記載漏れ、記載誤り等がないか、試験免除がある場合はその証明となる免除通知書等の添付があるか、受験手数料相当額の収入印紙が貼付されているか、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないか等を審査すること。審査は必ずダブルチェックを行う

こと。

4) 受付した書類に不備があった場合は、原則として願書の返戻はせず、必ず本人に電話によって確認し補正すること（管理栄養士国家試験については、受験者が切手を貼付した返信用封筒がないことから、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないかの審査は必要ない）。郵送された資料に不備があった場合には、必要に応じてパスポートの原本や運転免許証の原本により本人確認を行うこと（管理栄養士については、本人確認資料の提出は不要）。書類が不足している場合は郵送又は窓口持参を受験者をお願いすること。事実確認であれば電話で出願者へ確認することも可能であるが、対応方法について判断が難しい場合には、速やかに厚生労働省に連絡し相談すること。返戻を行う必要がある場合には、着払いで送付すること。なお、作業の進捗状況により、速やかに審査を行う必要がある場合には、必要に応じて民間事業者の負担により返戻を行うこと。

5) 訪問による願書受付については窓口で直ちに3)と同様の審査を行い、不備等がある場合には出願者に返却して補正を求めるものとする。直ちに審査を行えない場合には、郵送の受付と同様に、原則として願書の返戻はせず、必ず本人に電話によって確認し補正すること。返戻を行う必要がある場合には、着払いで送付すること。なお、作業の進捗状況により、速やかに審査を行う必要がある場合には、必要に応じて民間事業者の負担により返戻を行うこと。

6) 本人確認の方法は、卒業学校が一括証明で本人証明を行うか、受験者が受付窓口を直接訪問して本人証明を行う。

7) 受験者の氏名、年齢、生年月日等の個人情報が、他人に漏洩しないように厳重に管理すること。資料は必ず個人ごとに他の資料が混在しないよう整理・区分しての管理を徹底すること。出願者のデータについては管理簿となるデータベースを作成し、毎日受理日の入力を行って管理すること。なお、必要に応じて厚生労働省よりデータの共有を依頼する際には、Excel形式でのデータ出力を行い、厚生労働省に提出すること。

8) 民間事業者において判断できない重要な記載不備等が認められた場合には、厚生労働省と協議すること。

c) 受験番号の付番（11月～翌年2月）

民間事業者は、記載事項や添付資料に不備のないことを確認し、不備のないものについては願書等の振り分けを行い、受験番号の付番を行うこと。

付番方法については、平成31年の実施状況である別添1を参考にすること。なお、毎年10月初旬に願書受付時の事務取扱について通知する。

また、提出者数報告、教室別受験者数、受験願書整理表を作成し、厚生労

働省へ送付すること。受験願書整理表については、試験区分ごとに出願者総数、教室別受験者数、問題及び答案用紙送付部数を整理すること。

なお、身体の障害により特別の配慮を有する受験者、EPAに基づく看護師国家試験受験者等の付番方法については、厚生労働省の指示に従うこと。

d) コンピュータ入力カードの送付（12月～翌年2月）

受験番号の付番終了後、速やかに受験写真用台紙のコンピュータ入力カード（受験願書のうち、氏名等を登録するため民間事業者から厚生労働省に送付することとなっている部分をいう。管理栄養士については、受験票とは別に出願者より提出を受けたコンピュータ入力カードをいう。）を受験番号順に100枚ごとに綴り、発送枚数を記載した発送票とともに出願期間最終日から10営業日以内に厚生労働省あて発送すること。

e) 受験票の送付（12月～翌年2月）

民間事業者は受験者に送付する受験者留意事項を作成すること。

民間事業者は、受験番号の付番後、厚生労働省が指定する時期が到来次第、二b)にて受験者より提出された受験票返信用封筒により受験者に受験票を送付すること。その際、併せて、受験者留意事項、試験会場の案内図を同封すること。受験票が不着となり、請負業者の元に戻ってきた場合には、請負業者が必要な金額の切手を貼り付けた返信用封筒（宛名・氏名を記載）を請負業者宛てに送付するよう、受験者に依頼すること。

管理栄養士国家試験の受験票については、厚生労働省が受験票を別途用意するため、民間事業者は厚生労働省から提供を受けた受験票の宛先（住所・氏名）が厚生労働省から提供を受けた受験者名簿と一致しているか確認の上、受験者宛に送付すること。なお、管理栄養士国家試験の受験票は圧着はがきを使用するため、受験者が切手を貼付した返信用封筒がないことから、民間事業者において料金別納郵便を用いて送料を負担することとし、受験票が不着となり、請負業者の元に戻ってきた場合にも請負業者の負担で、受験者に再度郵送すること。

f) 民間事業者は、受験番号順に試験室（予備室を含む。）の割り振りを行い、確保した試験会場における部屋割表（試験事務室（本部）の部屋番号並びに試験室ごと及び予備室ごとの部屋番号、収容人数及び試験区分）を作成し厚生労働省に送付すること。

民間事業者は、試験実施に必要な各試験会場の教室数を確定し、試験会場における教室の状況を確認した上で、試験会場の使用許可を取得すること。

なお、使用許可を取得した旨を厚生労働省へ報告すること。

g) 願書等の送付（3月）

民間事業者は、合格発表後、速やかに願書等を厚生労働省へ送付すること。

未使用となった願書等については、再利用が可能なものは引き続き使用することとし、再利用不可となった願書等については民間事業者の負担で廃棄すること。

ホ. 会場責任者、試験監督員等（以下「会場責任者等」という。）の確保及び割付業務（１月～２月）

- a) 民間事業者は、試験運営業務に支障を来さないよう、厚生労働省の想定する実施体制（１試験会場１日当たり会場責任者１名及び副会場責任者１名、１試験室当たり主任監督員１名、受験者５０名当たり監督員２名。最低でも各試験室に主任監督員及び監督員２名の３名を配置すること。）を目安として、会場責任者等を確保すること。なお、監督員の数は、原則として概ね受験者５０名につき２名としているが、国家試験を適正に実施できる範囲内（５０名につき１名）とすることができるものとする。また、原則としてすべての試験会場において所要の看護師を配置し、会場の規模・状況に応じて所要の警備員や誘導員を確保すること。

なお、試験時間中のトイレ等への同行を行うことも考慮し、試験監督員等の確保に当たっては、その男女比にも配慮すること。

- b) 会場責任者については、試験運営業務に支障を来さないよう、国家資格試験の運営業務の経験者を充てるほか、主任監督員には、国家資格試験で主任試験監督官等を経験している者、又は、国家資格試験の立会いを３回以上経験している者を充てること等、会場責任者等の総合的な質の確保を図ること。
- c) 民間事業者は、会場責任者を試験会場別、試験監督員等を試験会場別及び試験（予備室を含む。）室別に割り付け、その結果を厚生労働省へ報告すること。

また、厚生労働省との連絡窓口は、会場責任者又は副会場責任者とする。

ヘ. 試験当日の試験場の運営（試験前日設営、準備を含む。１月～３月）

- a) 民間事業者は、入札説明会において厚生労働省が貸与する医政局所管国家試験実施細則、管理栄養士国家試験実施要領及び薬剤師国家試験実施細則を参考に試験運営マニュアル（試験監督員等用、会場責任者等用）を作成し、試験日のそれぞれ１ヶ月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚生労働省の確認を受けること。

また、地震等の自然災害の発生、試験当日の交通障害、試験場付近の火災等により試験の実施が困難と予想される場合等に対応するため、民間事業者は、危機管理要領を作成し、試験日のそれぞれ１ヶ月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚生労働省の確認を受けること。

提出を受けた厚生労働省は、必要に応じて試験運営マニュアル等の修正を

命じることができるものとする。

民間事業者は、試験運営マニュアル等に基づき試験運営を行うこと。また、会場責任者等に対し、事前のオリエンテーション等の方法を通じて試験運営マニュアルの遵守の徹底を図ること。

なお、事前のオリエンテーションには、厚生労働省が出席することとし、実施する会場については、厚生労働省と協議を行った上で決定すること。

b) 備品、消耗品の準備

民間事業者は、試験実施に当たり使用する備品・消耗品類（別紙1を参考）を試験会場に準備すること。

c) 試験会場の準備と整備

試験会場については、試験当日、試験が適切に実施できるように可能な限り試験日前日に整備すること。なお、試験室（予備室を含む。）への案内等は分かりやすく掲示すること。

試験室（予備室を含む。）については、配席図や必要な注意事項等を掲示するとともに、机に受験番号を貼り付けるなど、事前に適切な設営を行うこと。

d) 問題冊子及び答案用紙の受け渡し

会場責任者は、試験日当日の問題冊子（正誤表を含む。）及び答案用紙等を、厚生労働省から指定された時間に試験会場において受領すること。

また、試験科目の終了ごとに答案用紙を回収し、数量等の確認及び封緘を行い、当日の試験終了後に厚生労働省が指定する者に引き渡すこと。

e) 試験当日の業務

民間事業者が行う業務は以下のとおりであるが、この場合において、厚生労働省はこれらの業務が適正に遂行されることを検査するため、担当職員を試験会場に派遣するものとする。

1) 試験事務室（本部）

- ・ 受験者の案内・誘導を行うこと。
- ・ 会場責任者は、主任監督員、監督員等が集合していることを確認し、万一、遅刻・急病等の理由により欠員が生じた場合には、試験開始に間に合うよう代替となる者を用意すること。
- ・ 各試験室（予備室を含む。）からの受験状況等の報告や各種の照会等の受付・確認及び整理。
- ・ 試験室（予備室を含む。）から回収した答案回収袋の部数確認。
- ・ 試験室（予備室を含む。）ごとに試験問題、答案用紙等の配付準備を行うこと。
- ・ 受験票の携行を失念した受験者に対して、受験票を再発行すること。
- ・ 厚生労働省との連絡・調整。

- ・ 定期的に建物内の巡回を実施し、不審物がないか確認。(特にトイレ)
- ・ その他試験の実施上必要なものとして厚生労働省から指示された業務。

2) 試験室(予備室を含む。)

- ・ 試験室の照明や空調、マイク、机や椅子の最終確認。
- ・ 試験事務室(本部)への確認、報告事項等の連絡。
- ・ 試験開始前の注意事項の説明、試験問題・答案用紙等の各受験者机上への配付。
- ・ 受験者の本人確認。
- ・ 試験中に机の上に置くことができるもの以外で、受験者から申出があったものについての検閲。(厚生労働省からの指示に応じた対応を行う)
- ・ 受験者の監視と不正受験に対する対応。
- ・ 出欠確認。
- ・ 離席者(トイレ、中途退席)への対応。
- ・ 各受験者机上からの答案用紙の回収と確認及び答案回収袋への封入と封緘。
- ・ 受験者数と答案用紙数の一致の確認(答案用紙を漏れなく回収すること)
- ・ その他試験の実施上必要なものとして試験運営マニュアルに記載された業務。

f) 試験終了後の業務

すべての試験が終了したときは、試験会場の原状回復を行った上で撤収すること。

試験当日、会場責任者等が出したゴミ等はすべて持ち帰ること。その旨、全員に周知徹底させること。厚生労働省が持ち込みした問題冊子(正誤表を含む。)及び答案用紙等について、不用な用紙が試験会場で発生した場合には、民間事業者が処分を行うこと。

なお、受験者の忘れ物については、遺失物拾得に係る法令に従い適切に処理すること。

g) その他、上記職務の遂行に必要な関連業務

h) 災害発生時の対応

大雪、大地震、火災等の災害が発生した場合には、危機管理要領に基づき、受験者の安全の確保を第一に考慮し、状況に応じて、試験開始時刻の繰り下げ、試験の中断・再開、再試験の実施等を決定すること。試験開始時刻の繰り下げ等の措置については、速やかに受験者に伝わるよう周知を行うこと。

災害発生時の対応に当たっては、厚生労働省と連携を密にし、受験者の安否、試験会場の損傷状況等について厚生労働省に随時報告しながら、再試験

実施等の重要事項については、厚生労働省と協議の上、決定すること。

なお、再試験を実施することとなった場合においては、速やかに再試験実施に必要な試験会場や試験監督員等の確保を行うこと。この場合、厚生労働省との協議によって請負報酬の額の見直しを行うことができる。

ト. 卒業証明書及び実務終了証明書等、受験後提出書類の受付・確認（3月）

見込み受験者に関する卒業証明書及び実務終了証明書等の提出を受け付け、内容を確認すること。所定の期限の1週間前を目安とし、未提出の受験者について学校・養成施設又は受験者個人あてに確認を実施すること（提出がない場合、受験資格がないことから、受験自体が無効になる）。

チ. 合格発表（3月）

a) 民間事業者は合格者の人数規模に応じて、合格発表の会場を確保すること。なお、会場の態様に応じて整理員の配置等、事故防止のための適切な対応をすること。

b) 試験の種類ごとに厚生労働省より合格者名簿を受領し、閲覧可能な状態とすること。合格発表の掲載期間は発表日から10日間（土日祝日除く。）設置すること。

c) 合格者名簿の発表前の漏洩防止のための措置については、厚生労働省と協議すること。なお、厚生労働省は当該措置が漏洩防止のために不十分である場合には、改善を求めることができる。

d) インターネットによる合格発表は厚生労働省が実施する。

（4）入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

医師国家試験事業外11試験については、その目的及び事業の性格に鑑み、公正かつ確実に実施される必要があることから、実施に当たる民間事業者には、以下のような対応が求められる。

なお、厚生労働省は、事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の確保状況について、8.（1）①に示す報告等により、モニタリングを行うものとする。

① 民間事業者は、5.（2）②の企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

② 試験会場の確保業務

イ. 厚生労働省及び前請負民間事業者の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた出願者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。

ロ. 厚生労働省及び前請負民間事業者が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、余裕を持った試験室（予備室を含む。）内の座席配置とすること。

ハ. 試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。

- 二. 保健師、助産師、看護師及び管理栄養士の国家試験については、特に女性用トイレ設備の確保に配慮すること。
- ③ 願書等の配付・受付業務
- イ. 受験案内・願書・受験写真用台紙の配付終了時点で配付漏れがないこと。
 - ロ. 受験票の発送時点で願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。
 - ハ. 試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。
- ④ 試験当日の試験会場の運営
- 次に掲げる事項に特に注意を払いつつ、マニュアルに基づいた試験運営を行う。
- また、会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。ただし、災害等非常時においては受験者の安全確保を第一とする。
- イ. 試験問題の事前の漏洩の絶対防止。
 - ロ. 試験問題及び答案用紙の配付漏れ（答案用紙の種類の配付誤りを含む。）の防止。
 - ハ. 試験時間の過不足の防止及び開始・終了時間の厳格な統一。
 - ニ. 不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。
 - ホ. 試験中に机の上に置くことができるもの以外で、受験者から申出があったものについての検閲。
 - ヘ. マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認。
 - ト. 離席者（トイレ、中途退席）への対応。
 - チ. 問題に正誤がある場合には、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、正誤表の説明及び配付を行い、受験者に対して確実に周知すること。
 - リ. 受験者に配付した答案用紙の全数回収。
 - ヌ. 回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止。
 - ル. 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。
 - ヲ. 厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。
 - ワ. 試験会場の原状回復を行うこと。
- ⑤ 災害発生時における適切な対応。
- ⑥ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止。
- ⑦ 受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと。
- ⑧ 試験問題及び答案用紙の受取り並びに答案用紙の引渡し

試験日当日に厚生労働省が指定する運送業者から試験問題及び答案用紙を受取り、試験終了後は、厚生労働省が指定する運送業者へ回収した答案用紙の引渡しを漏れなく行うこと。

- ⑨ 願書受付・審査時に卒業（見込）証明書等を提出した試験合格者について、卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認を漏れなく行うこと。

（５）契約の形態及び支払い

- ① 契約の形態は請負契約とする。
- ② 厚生労働省は、請負契約の履行に関し、厚生労働省の指定する監督職員に民間事業者の業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせる。この場合、民間事業者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- ③ 民間事業者は、請負契約に基づき実施する、各年度における（３）④ハ～チに掲げる入札対象事業（以下「請負事業」という。）を終了したときには、速やかに厚生労働省に報告し、厚生労働省の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- ④ 検査職員は、民間事業者から③の規定による報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- ⑤ 民間事業者は、④の検査に合格したときをもって各年度の業務を完了したものとする。
- ⑥ 検査の結果不合格の場合、民間事業者は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上で再度検査を受けなければならない。この場合において生じる一切の費用は、民間事業者の負担とする。
- ⑦ 民間事業者が各年度の業務を完了したときは、厚生労働省は、請負事業の報酬として、あらかじめ請負契約により約定された各年度の請負報酬の額（以下「各年度の請負報酬の額」という。）を民間事業者の請求に基づき請求書を受理した日から30日以内に支払う。請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。30日以内に支払がないときは、厚生労働省は、支払時期到来の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率で計算した遅延利息を、速やかに民間事業者に支払う。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。（⑧の部分払いの場合についても同様とする。）

各年度の支払い対象となる業務（以下「各年度の業務」という。）は次のとおり。

イ. 令和２年度業務

- ・ 令和３年試験における（３）④ハからチまでの業務

- ロ. 令和3年度業務
 - ・ 令和4年試験における(3)④ハからチまでの業務
- ハ. 令和4年度業務
 - ・ 令和5年試験における(3)④ハからチまでの業務
 - ・ 令和6年試験における(3)④ハの業務
- ⑧ 民間事業者が、各年度において(3)④の業務すべてを完了する前に性質上可分である各業務が完了したときは、当該部分に対する契約金相当額（以下「契約金相当額」という。）について、部分支払（以下「部分払」という。）を請求することができる。厚生労働省は、民間事業者から部分払の請求があったときは、当該部分の業務の完了を確認するための検査を行った上で、請負事業の報酬として、契約金相当額のうち部分払対象の額を、請求書を受領した日の属する月の翌月末まで支払う。
- ⑨ ⑧の部分払の支払があった後、民間事業者が各年度の請負報酬の額を請求する場合においては、⑦中「各年度の請負報酬の額」とあるのは、「各年度の請負報酬の額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」とするものとする。
- ⑩ 厚生労働省は、民間事業者の業務履行の確認において、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏洩、正味の試験時間の大幅な確保漏れなど重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合は、当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の支払を行わない。

また、民間事業者の責めに帰すべき事由により、上記に至らない程度の不備が生じたと厚生労働省が判断した場合、以下の区分により、請負報酬の減額を行うものとする。

なお、この場合、民間事業者は改善計画書を厚生労働省に提出し、厚生労働省と協議し、承認を得た上で確実に実施しなければならない。

 - イ. 正味の試験時間の確保漏れ（重度の不備には該当しない場合）
 - 当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%
 - ロ. 本人確認漏れ
 - 当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%
 - ハ. 出欠確認漏れ
 - 当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%
 - ニ. 答案用紙の回収漏れ
 - 当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%
 - ホ. 願書受付における不適切な対応
 - 当該試験における(3)④ニの業務に係る契約金相当額の5%
 - ヘ. 受験票の発送漏れ、誤発送
 - 当該試験における(3)④ニの業務に係る契約金相当額の5%
- ⑪ 厚生労働省及び民間事業者は、令和元年試験を基準として想定される出願者数

((3) ④イの出願者数)について、試験種ごとに10%を超える出願者数の増減があった場合には、その増減に起因して試験会場(教室)の確保及び試験監督官等の採用に要する費用に大幅な増減が生じるおそれがあることから、協議によって各年度の請負報酬の額の見直しを行うことができる。

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

契約期間内に実施する試験は次のとおりであるが、今後の関係法令の改正等により各試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

令和3年試験

令和4年試験

令和5年試験

試験日及び願書受付期間等は、厚生労働省から別途通知する。令和3年以降の試験実施日は現在のところ確定していないが、通常、試験実施日は前年実施日と同様の時期に設定されることから、令和2年試験の実施日を考慮し、次表のとおり令和3年の実施見込み日を記載するので、令和3年以降の試験実施日の想定時期とされたい。

また、試験実施日は、官報公告されるまで確定せず、実施予定日の前後14日間位の範囲で変更することがあるので、予約の際には、変更に対応できるように、予め調整すること。

職種	令和2年の実施予定日	令和3年の実施見込み日
医師国家試験	令和2年 2月 8日(土)	令和3年 2月 6日(土)
	～ 令和2年 2月 9日(日)	～ 令和3年 2月 7日(日)
歯科医師国家試験	令和2年 2月 1日(土)	令和3年 1月30日(土)
	～ 令和2年 2月 2日(日)	～ 令和3年 1月31日(日)
保健師国家試験	令和2年 2月14日(金)	令和3年 2月12日(金)
助産師国家試験	令和2年 2月13日(木)	令和3年 2月11日(木)
看護師国家試験	令和2年 2月16日(日)	令和3年 2月14日(日)
診療放射線技師国家試験	令和2年 2月20日(木)	令和3年 2月18日(木)
臨床検査技師国家試験	令和2年 2月19日(水)	令和3年 2月17日(水)
理学療法士国家試験	令和2年 2月23日(日)	令和3年 2月21日(日)
作業療法士国家試験	令和2年 2月23日(日)	令和3年 2月21日(日)
視能訓練士国家試験	令和2年 2月20日(木)	令和3年 2月18日(木)
管理栄養士国家試験	令和2年 3月 1日(日)	令和3年 2月28日(日)

薬剤師国家試験	令和2年 2月22日（土）	令和3年 2月20日（土）
	～	～
	令和2年 2月23日（日）	令和3年 2月21日（日）
		又は
		令和3年2月27日（土）
		～
		令和3年2月28日（日）

参考：厚生労働省ホームページ 資格・試験情報（医療、医薬品、健康、食品衛生関連）

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/index.html

4. 入札参加資格に関する事項

（１）単独で請負事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（請負事業を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加できる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は単独で参加することはできない。なお、共同事業体結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、入札書等とあわせて提出することとし、必ず代表者が入札参加の手続を行うこと。

（２）次のすべての要件を満たすこと。なお、共同事業体として入札する場合にも、すべての要件を構成員全員が満たしているものとする。

① 法第15条において準用する法第10条（第11号を除く）に抵触しないものであること。

② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

・以下の各号のいずれかに該当する者

ア. 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

・以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

ア. 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件

- の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- カ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- キ. 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者は、競争に参加することができない。
- ④ 厚生労働省から指名停止又は一般競争参加資格停止の措置を受けている期間中に該当しない者であること。
- ⑤ 令和01・02・03年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」であって、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ⑥ 民間事業者又はその親会社等が医師国家試験事業外11試験に関する学校・養成所の運営、受験指導、試験問題・受験者・合格者等の調査、分析を行ったことがなく、現に行っていない者であること。
- ⑦ 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- ⑧ 厚生労働省の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等厚生労働省の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- ⑨ 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ⑪ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ⑫ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2

年間（才及び力については2保険年度）の保険料の滞納がない者であること。

ア. 厚生年金保険

イ. 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ. 船員保険

エ. 国民年金

オ. 労働者災害補償保険

カ. 雇用保険

※ 各保険料のうち才及び力については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- ⑬ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者でないこと。

- （3）入札の参加希望者は、上記（2）に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、本実施要項に示した業務が履行できることを証明する書類として入札参加申込書及び資格審査結果通知書（写）、納税証明書や社会保険料納入確認書等の資格の証明に資する資料（以下「申込書等」という。）を指定する期日までに厚生労働省へ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

（1）入札に係るスケジュール

- | | |
|------------|----------|
| ① 入札公告 | 令和2年1月上旬 |
| ② 入札説明会 | 令和2年1月下旬 |
| ③ 質問受付期限 | 令和2年2月上旬 |
| ④ 申込書等提出期限 | 令和2年2月中旬 |
| ⑤ 入札書類提出期限 | 令和2年2月下旬 |
| ⑥ 入札書類の審査 | 令和2年3月中旬 |
| ⑦ 落札者の決定 | 令和2年3月中旬 |
| ⑧ 業務の引継 | 落札者の決定以降 |
| ⑨ 契約締結 | 令和2年4月1日 |

(2) 入札の実施手続

① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、厚生労働省が指定する場所まで提出すること。入札書類を提出できる者は、厚生労働省から入札参加資格を認められた会社（法人）の代表者又は会社の代表者から委任状により入札権限を委任されている者とする。入札参加者の代理人が入札参加する場合は、委任状を厚生労働省へ提出すること。

イ. 入札価格（契約期間内のすべての請負事業に対する報酬の総額の110分の100に相当する金額）を記載した書類（入札書）

ロ. 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）

ハ. 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

イ. 経理的基盤（次の書類を添付すること。）

- ・ 直近2期分の法人税確定申告書の写し（税務署受付印のある申請書一式）
財務諸表も添付すること
- ・ 直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までの間の財政状況及び経営成績に関する資料
- ・ 申請月を含む向こう6か月間の資金繰り表

ロ. 実施体制

- ・ 業務責任体制（責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担など）
- ・ 業務履行体制（プロジェクト総括管理者、プロジェクトごとの管理者、業務従事者の適切な配置）
- ・ 厚生労働省との連絡体制（厚生労働省との連絡担当者と業務従事者の適切な分配・配置）
- ・ 請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法
- ・ 民間事業者における内部研修体制（試験監督員等、社外募集スタッフを含む）
- ・ 情報セキュリティ対策

ハ. 事業計画

- ・ 作業マニュアルの周知・徹底の方法、工夫
- ・ 試験会場確保の方法、工夫
- ・ 願書受付審査の方法、工夫
- ・ 必要な人員確保のための方法、工夫
- ・ 試験場の運営の方法、工夫
- ・ その他請負事業を実施するために必要な事項（民間事業者の創意工夫による改善提案を含む。）

二. 試験運営実績等

- ・ 過去5年間の国家試験又はそれに類する試験における業務実績（会場確保、出願受付、試験当日の運営などに係るもの）

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、企画書による評価と、請負事業に係る入札価格とを総合した評価（総合評価方式）によるものとする。なお、評価は厚生労働省及び外部有識者による審査を行う。

（1）評価方法

① 技術評価点

技術評価は、提出された企画書の内容が、請負事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行い、イ. の基礎点にロ. の加点の合計点を加えた点を技術評価点とする。

イ. 必須項目審査

次の必須項目については、そのすべてを満たした提案には基礎点30点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

a) 経理的基礎

- ・ 請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。

（評価項目）

直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないか、累積損失がないか及び企画書提出時点において手許流動性など資金繰りの状態が健全であるか。

b) 実施体制

- ・ 請負事業を遂行可能な人数が確保されているか。
- ・ 総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。
- ・ 実施体制について、厚生労働省と密に連絡・調整を行うプロジェクト総括

管理者の下に、プロジェクトごとの管理者と十分な人員が配置されているか。

- ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。
- ・ 情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともにセキュリティマニュアル等を作成して、情報取扱者以外の者が情報に接することがないよう的確な試験情報の運用管理を行うことができるか。
- ・ 問い合わせ、苦情等に適切に対応するための体制が整備されているか。

c) 事業計画

- ・ 請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか。
- ・ 願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。

ロ. 加点項目審査

次のa)からe)の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から、基本的には入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。

具体的には、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を審査し、各入札参加者に対して次表の審査基準により得点を付与する。(0点～35点)

(表) 審査基準〔絶対評価項目〕

評価内容	4点満点	3点満点	2点満点
非常に優れている	4	3	2
優れている	3	2	—
やや優れている	2	1	1
普通以下	0	0	0

a) 実施体制 (0点～11点)

- ・ 業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者を多く配置することとなっているか。

(0点～3点)

- ・ 運営マニュアルの作成及び運営マニュアルの周知・徹底について、遺漏なく当該事業に従事する人員に浸透するような民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。(0点～4点)
- ・ 内部研修体制について、試験監督員等の社外募集スタッフを含み、適切に行われているか。(0点～4点)

b) 事業計画 (0点～8点)

- ・ 厚生労働省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。(0点～2点)
- ・ 会場責任者等の確保の具体的な計画を立案しているか。(0点～2点)

- ・ 願書の受付審査から受験票の送付までの工程について、十分な人員割当のもと、適切に書類の現物とデータベースの管理・突合を行うことが出来る計画となっているか。(0点～4点)
- c) 実績 (0点～7点)
 - ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験、公的試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。(0点～4点)
 - ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験等に類する試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。(0点～3点)
- d) 計画遂行の確実性 (0点～7点)
 - ・ 試験運営に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験地などに存在しているか。(0点～4点)
 - ・ 会場責任者として国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源をあらかじめ確保しているか。(0点～3点)
- e) ワーク・ライフ・バランス等 (0点～2点)
 - ・ 女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)に基づく認定(えるぼし認定企業)を受けているか。
 - ・ 次世代法(次世代育成支援対策推進法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けているか。
 - ・ 若者雇用促進法(青少年の雇用の促進等に関する法律)に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けているか。

② 入札価格点

入札価格に係る評価点については、以下の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は35点とする。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}$$

(2) 落札者の決定

- イ. 上記(1)①イの必須項目をすべて満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札者とする。
- ロ. 必須項目をすべて満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度の入札を行う。

- ハ. 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計点の最も高い者を落札者とすることがある。
- ニ. 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。
また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- ホ. 厚生労働省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

厚生労働省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、厚生労働省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
別紙2のとおり。

8. 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、厚生労働省等の指示による講ずべき措置

① 報告等

民間事業者は、2.(4)で設定した請負事業の実施に当たって求められるサービスの質の確保がなされていることを確認するため、次のイからヘについて、報告を行うものとする。

また、厚生労働省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じて、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

イ. 民間事業者は、事業開始日から起算して3か月を経過するごとに、経過の日から1か月以内に、請負事業の実施状況を厚生労働省に報告しなければならない。

ロ. 試験会場における事故や急病及び本実施要項2.(4)④の各号に抵触する行

為については、民間事業者は迅速に対応すると同時に速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ハ. 厚生労働省が授受した答案用紙の回収数の正確性に疑義があり、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ニ. 試験日以降、厚生労働省に寄せられた請負事業に関する苦情や問い合わせについて、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ホ. 民間事業者は、請負事業の実施期間を通じ、受験者等関係者からの苦情やトラブルが生じた場合には、その内容及び対処方法を速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ヘ. 民間事業者は、請負事業の実施に要した経費について、各年の試験日及び請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の翌月末（契約最終年度においては3月末）までに、厚生労働省に報告しなければならない。

② 調査

イ. 厚生労働省の職員は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ. 立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③ 指示

厚生労働省は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 民間事業者は、厚生労働省の与えた指示及び請負契約の遂行上知り得た厚生労働省の秘密情報（書面等をもって厚生労働省が民間事業者に提供した情報及び厚生労働省の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを請負契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

② 民間事業者は、請負業務及び①にて秘密保持義務を負っている厚生労働省の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、請負契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。

③ 民間事業者は、自らの従事者その他の者に対して、①、②及び⑤の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

- ④ ①から③の規定は、請負契約終了後においても適用されるものとする。
- ⑤ 個人情報に関する取扱いについては、①から④に掲げるほか別紙3の取扱いを遵守しなければならない。

(3) 談合等の不正行為

民間事業者は、請負契約に関して、民間事業者又は民間事業者の代理人が次の各号の一に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を厚生労働省に提出しなければならない。

- イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - ロ. 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（民間事業者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - ハ. 民間事業者は、民間事業者又は民間事業者の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けたとき。
- 二. 民間事業者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 請負事業の開始及び中止

- イ. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に請負事業を開始しなければならない。
- ロ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって厚生労働省と協議の上、承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

- イ. 民間事業者は、請負事業の実施において受験申請者を合理的な理由なくして区別又は差別してはならない。
- ロ. 民間事業者は、請負事業を実施している間、親会社等を含め、医師国家試験事業外11試験に関する受験指導並びに試験問題、受験者及び合格者等の調査、

分析等を行ってはならない。

ハ. 民間事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）及びその親族（配偶者、親子、兄弟姉妹）は、請負事業に従事する試験年の医師国家試験事業外11試験に申し込み、又は受験をしてはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、正当な理由なく、請負事業において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「厚生労働省」、「厚生労働大臣」及び「地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）」の名称、ロゴや各試験の名称などを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。

また、自ら行う事業が医師国家試験事業外11試験の業務の一部であるかのように誤認のある行為をしてはならない。

⑤ 厚生労働省との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場等において、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（厚生労働省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑥ 取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡等

イ. 民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ロ. 民間事業者は、請負事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑨ 再委託

イ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その全部を一括して第三者に再委託してはならない。

ロ. 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止する。

ハ. 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満と

すること。

二. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その一部について第三者に再委託を行う場合は、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。

ホ. 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。

ヘ. 民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収し、厚生労働省に提出することとする。

ト. 再委託先は、上記（２）及び（４）の②から⑧までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

チ. 再委託する場合は、その最終的な責任は、対象公共サービスを実施する民間事業者が負うこと。

⑩ 契約内容の変更

厚生労働省及び民間事業者は、２.（３）④へ h)又は（５）⑪の請負報酬額の見直しがあった場合には、契約の変更を行うものとする。また、厚生労働省は、２.（２）の試験実施事業を行う地域について、各試験区分の実施内容について厚生労働省より諮問する審議会において、試験実施事業を行う地域の追加・削除について審議された結果を受けて各試験地を変更（追加・削除）する場合、試験地の変更に伴い業務の内容に変更が生じた場合、又は（３）④ロの試験制度に変更があった場合には、民間事業者にあらかじめ変更の理由を書面で提示し、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

⑪ 契約の解除

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ. 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。

ロ. 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ハ. ２.（５）⑩に掲げる重度の不備により試験の有効性に影響を及ぼした場合など契約に従って請負事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

ニ. ハに掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

ホ. 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

ヘ. 法令又は契約に基づく検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

ト. 法令又は契約に基づく指示（８. に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。

チ. 民間事業者又はその役職員その他請負事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

リ. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

ヌ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

ル. 財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。

ヲ. 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。

ワ. 談合等の不正行為について、次の各号の一に該当するとき。

a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

b) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

c) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

d) 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

⑫ 契約解除時の取扱

イ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省との協議に基づき、請負事業を厚生労働省に引き継ぐための処理について、責任を持って対応を行わなければならない。

ロ. 厚生労働省は、上記⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省は契約解除の日までに適正に履行された業務について２.（５）⑧の要領により報酬を

支払う。

- ハ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、当該契約の金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、厚生労働省は解除原因に起因する損害額が当該金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払いを減額し、又は免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また、民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない。

- 二. 民間事業者は、上記の解除原因のうち、⑪ワ. d)に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、上記⑫ハに基づく違約金に加え、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに別途支払わなければならない。

- a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- b) 当該刑の確定において、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- c) 民間事業者が厚生労働省に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- ホ. 厚生労働省は、民間事業者が複数の独立した解除原因に該当する場合には、当該解除原因ごとに違約金の請求をすることができる。

⑬ 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、厚生労働省に損害を与えた場合は、厚生労働省に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、厚生労働省が民間事業者に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において厚生労働省が国民等に支払いを要する金額及び厚生労働省が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

⑭ 違約金と損害賠償の関係について

厚生労働省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑮ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない場合がある。この場合、厚生労働省と協議する。

⑯ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省が協議する。

9. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

請負事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の請負事業に従事する者が、故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、次のとおりとする。

- (1) 厚生労働省が当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 請負事業の評価に関する事項

(1) 請負事業の実施状況に関する調査の時期

厚生労働省は、総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、令和4年5月末時点において、請負事業の実施状況について調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、請負事業の実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- ① 5. (2) ②の企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実にやっているかについて
- ② 試験実施に適した試験会場の確保の状況について
- ③ 試験会場の座席配置状況について
- ④ マニュアルに基づく試験当日の試験会場運営に向けた、会場責任者等に対するマニュアル遵守の周知徹底の状況について

- ⑤ 受験案内・願書・受験写真用台紙の配付漏れの有無とその原因について
- ⑥ 願書の受付・チェック漏れ、受付ミスの有無とその原因について
- ⑦ 受験者の個人情報の漏洩の有無とその原因について
- ⑧ 願書等への付番漏れ、付番ミスの有無とその原因について
- ⑨ 仮受理願書の消印不要収入印紙への誤消印の有無とその原因について
- ⑩ 受験票の送付漏れ、誤発送の有無とその原因について
- ⑪ 試験問題の事前漏洩の有無とその原因について
- ⑫ 試験時間の過不足の有無、時間とその原因について
- ⑬ 受験者の監視の怠り、受験者への不正対応の有無とその原因について
- ⑭ 不正受験に対する対応ミスの有無とその原因について
- ⑮ 受験者の出欠・本人確認、答案用紙の回収漏れの有無とその原因について
- ⑯ 問題に正誤が生じた場合の受験者に対する周知ミスの有無とその原因について
- ⑰ 受験特別措置対象者に対する個別注意事項への対応ミスの有無とその原因について
- ⑱ 試験会場の原状回復に係るトラブル発生の有無とその原因について
- ⑲ 試験会場周辺の生活環境への配慮不足や交通トラブル発生の有無及びその原因について
- ⑳ 請負事業における苦情やトラブルの内容と対処方法について
- ㉑ 厚生労働省が指定する運送業者からの試験問題及び答案用紙の受取り漏れ並びに運送業者への答案用紙の引渡し漏れの有無とその原因について
- ㉒ 上記⑤～㉑の事象の再発を防止するための具体的な措置について
- ㉓ 各年度の業務に要した経費について

(4) 意見聴取等

厚生労働省は、請負事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者（会場責任者等を含む。）及び受験者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

11. その他請負事業の実施に際し必要な事項

(1) 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

① 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

厚生労働省は、請負事業の実施状況等について、8.(1)①の報告等を踏まえつつ、10.に掲げる調査を行った後、内容を審査・評価して、令和4年7月を目途に総務大臣及び監理委員会へ報告するものとする。

② 立入検査、指示等の報告

厚生労働省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行っ

た場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告するものとする。

（２）厚生労働省の監督体制

当該請負事業に係る監督については、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐を責任者とし、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、厚生労働省医政局医事課試験免許室、厚生労働省健康局健康課栄養指導室及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課が共同で行う。

（３）民間事業者の責務

- ① 請負事業に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実施の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。
- ③ 民間事業者は、法第54条の規定に該当する場合は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなる。また、民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- ④ 民間事業者は、請負事業実施に当たっては、適用される法令、実施要領及び契約の規定に従って適切に行うこと。特に、民間事業者及びその事業に従事する者の守秘義務の遵守及びその確保等については、事業実施に当たって十分留意するとともに、必要な措置を講ずること。

別添 1 付番番号の方法について

平成30年試験における付番方法は以下のとおりである。

医師	・試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。
歯科医師	・試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。
保健師	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
助産師	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
看護師	・試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・EPA受験者については、90001番からの一連番号とする。
診療放射線技師	・試験地ごとに、全科目受験者については、00001番からの一連番号とする。 ・科目免除受験者については、05001番からの一連番号とする。
臨床検査技師	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
理学療法士	・試験地ごとに晴眼受験者については、00001番からの一連番号とする。 ・弱視受験者については、50001番からの一連番号とする。 ・点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験者については、70001番からの一連番号とする。
作業療法士	・試験地ごとに晴眼受験者については、00001番からの一連番号とする。 ・弱視受験者については、50001番からの一連番号とする。 ・点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験者については、70001番からの一連番号とする。
視能訓練士	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
管理栄養士	・試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。
薬剤師	・試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。

※管理栄養士以外の国家試験については、受験会場の学校生について、所属する学校で受験となるよう付番すること。

医師国家試験事業外11試験事業に係る評価基準表

評価項目	技術上の基準等	得点配分				
		合計	基礎点	加点	価格点	
①技術評価点		65	30	35	－	
イ 必須項目			30	30	－	－
	a)経理的基礎	・ 請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。 (評価項目) 直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないか、累積損失がないか及び企画書提出時点において手許流動性など資金繰りの状態が健全であるか。	30	30	－	－
	b)実施体制	・ 請負事業を遂行可能な人数が確保されているか。 ・ 総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。 ・ 実施体制について、厚生労働省と密に連絡・調整を行うプロジェクト総括管理者の下に、プロジェクトごとの管理者と十分な人員が配置されているか。 ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。 ・ 情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアル等を作成して、情報取扱者以外の者が情報に接することがないような確な試験情報の運用管理を行うことができるか。 ・ 問い合わせ、苦情等に適切に対応するための体制が整備されているか。				
	c)事業計画	・ 請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか。 ・ 願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。				
	ロ 加点項目（絶対評価）		35	－	35	－
	a)実施体制		11	－	11	－
		・ 業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者を多く配置することとなっているか。	3	－	3	－
		・ 運営マニュアルの作成及び運営マニュアルの周知・徹底について、遺漏なく当該事業に従事する人員に浸透するような民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。	4	－	4	－
		・ 内部研修体制について、試験監督員等の社外募集スタッフを含み、適切に行われているか	4	－	4	－
	b)事業計画		8	－	8	－
		・ 厚生労働省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。	2	－	2	－
		・ 会場責任者等の確保の具体的な計画を立案しているか。	2	－	2	－
・ 願書の受付審査から受験票の送付までの工程について、十分な人員割当のもと、適切に書類の現物とデータベースの管理・突合を行うことが出来る計画となっているか。		4	－	4	－	
c)実績		7	－	7	－	
	・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験、公的試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。	4	－	4	－	
	・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験等に類する試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。	3	－	3	－	
d)計画遂行の確実性		7	－	7	－	
	・ 試験運営に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験地などに存在しているか。	4	－	4	－	
	・ 会場責任者として国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源をあらかじめ確保しているか。	3	－	3	－	
e)ワーク・ライフ・バランス等		2	－	2	－	
	・ 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)を受けているか。	2	－	2	－	
	・ 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けているか。					
	・ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けているか。					
②入札価格点	入札価格点＝（１－入札価格／予定価格）×入札価格に係る得点配分	35	－	－	35	
合 計		100	30	35	35	

試験実施に当たり使用する備品・消耗品類の例

(別紙1)

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考
本部用品	出願者名簿(番号順、氏名順)		
	当日説明原稿	監督主任者、監督員向け用	
	連絡表	当日の会場、本省、 本省の衛星携帯、 監督員派遣業者、 運搬業者の連絡先を記載	会場責任者等用
	パソコン関係	パソコン	複数会場の場合は会場数分用意 事前に動作確認
		プリンター	
		Wifiルーター	
		USBケーブル	
		延長コード	
		インク(予備)	
	コピー用紙	A4(掲示用は色紙)	各種掲示用にも使用
		A3(掲示用は色紙)	各種掲示用にも使用
	会場責任者の印		国家試験報告書押印用
	携帯電話		
	携帯電話用充電器		
	衛星携帯電話		
	デジカメ		会場設営・不正等の記録用
	国家試験実施細則	予備	主任監督員等が忘れた時のため
	実施要領	予備	
	救急箱		
	簡易ベット		受験者が試験会場で体調を崩した 際に使用。コット等でも代用可。
	タオルケット(ブランケット等)		
	電波時計		
	電池		
	模造紙		
	電卓		
	カサ袋		雨天時用
	雑巾		
	筆記用具セット	鉛筆	赤・黒 教室数分必要(答案枚数チェック時)
		ボールペン	赤・黒
		油性マジック太	黒
		油性マジック細	赤・黒
		水性マジック	赤・黒
		蛍光マーカー	
		消しゴム	
		直定規	
		ハサミ	
		カッター	段ボールの開封、梱包用
		のり	
		ホッチキス・針	
		ゼムクリップ	
		ふせん	
		輪ゴム	
		綴紐	照合用写真台紙を綴じる
		朱肉	
		パンチ穴修繕シール	写真用台紙の穴が破けた時用
		チョーク	本部にて黒板への記載時
		メケール	答案枚数チェック時
		指サック	
		出勤簿(派遣管理簿)	主任&監督員用出勤簿
		欠席者名簿(予備)	
		確認票整理票(予備)	
		答案整理票(予備)	
		教室レイアウト図 (全教室セットで1部)	答案整理票添付
		連絡表(メモ用紙)	予備
		取扱注意シール	梱包時使用(1段ボールに2箇所)
		受験票(白紙)	再交付用
		写真用台紙の厚紙	
		綴じヒモ	
		会場のパンフ等資料、連絡先	

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考
受 理・ 返 送 作 業 用 品	試験問題の受理・返送について	受理・返送時の本省との連絡を一 枚紙にまとめたもの	FAX送付用原稿(封印番号空白)も 用意
	試験問題等検収チェックシート	ジュラルミン・段ボールの個数、 移送業者の連絡先、配送時間、 教室毎の送付部数を記載	会場責任者等用 本省からの事務連絡も添付
	コンテナ・ジュラルミンのキー		
	答案用ナイロン袋(防湿用)	B4仕様、厚めのビニール	答案及び写真台紙を包む
	セロテープ(台付き)		梱包時使用
	台車		
監 督 員 へ の 配 布 物	写真用台紙		教室毎に受験者数分
	受験票記載内容確認票	教室毎に封筒に入れ、 ガムテープで封しておく	教室毎に受験者数分
	配慮事項者の情報、注意事項等	教室毎の一覧表(主任に渡す)	該当者存在時のみ
		説明内容の文書起こし	
		板書内容の文書起こし	
	正誤表	有・無	訂正箇所ある場合のみ
	名札		
	腕章		
	試験室用消耗品バッグ	欠席者名簿	主任監督員用 教室数分必要
		試験答案整理票	
		受験票記載内容確認票 整理票	
		連絡票(メモ用紙小)	
		受験票(白紙)	
		手提げバック	
		受験番号札	
		鉛筆	
		赤鉛筆	
		ボールペン(黒)	
		ホワイトボードマーカー(黒)	
		カッター	
		消しゴム	
		指サック	
		綴じヒモ	
		チョーク(ケース入り)	
		セロテープ(メンディングテープ細)	
		付せん紙(大)	
		写真用台紙の厚紙(ヒモ付)	
		輪ゴム	
		定規	
	封筒	一式	受験者の携帯電話を入れる
設 営 用 品	設営関連用紙	写真、監督員配置表	参考資料(必要な場合のみ)
	張り紙①	本部等の机の席札	本部用: 受験者数記載×2 (うち一部は色紙) 控室用: 監督員数記載×1
		正門立看板用	
		「本部」入口	入り口2ヶ所
		「控室」入口	
		「締切」(後扉の内外各1枚)	(本部・控室用)
		「〇〇試験室」入口	部屋毎(前、後)
		マークシート記入例	業者発注、部屋毎
		受験票記載内容確認票	業者発注、部屋毎
		教室レイアウト図(前、後)	拡大印刷、部屋毎(前、後)
	受験番号札		教室毎に束にしておく
	張り紙②	受験生立ち入り禁止	
		「女子トイレ専用」	
		「男子トイレは〇階」	
		試験室の矢印「→」	
	ゴミ袋	使用不可(大学が設置 しているゴミ箱の上に表示)	
	サニタリーBOX	黒ビニール袋	当日女子トイレとして利用する 個室数+試験当日交換数必要
		「サニタリーBOX」シール	
	マグネット		張り紙用
	ガムテープ(布)		本部のみ必要
	養生テープ(白)		立看板用
	メンディングテープ		張り紙用
	ナイロンヒモ		

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考
他 ^{その}	マスク	50枚入り	
管理栄養士用	黒板記載事項	黒板貼付の用紙	教室数分必要
	案内図	地図 & 試験室-受験場号	
	設営写真×5	管栄用の黒板内容	
	各試験室別実施状況報告書	//	
	実施状況報告書(総括表)		
	コンテナ数、封印番号報告書		
	ブルーフリスト(受験番号順)		
	ブルーフリスト(50音順)		

1-1. 従来の実施に要した経費（総括表）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
民間事業者請負費	550,158	515,897	532,624

（注記事項）

1. 請負事業者との契約額を計上している。
2. 金額の詳細については以降の内訳を参照のこと。
3. 令和元年度については、新潟会場の追加及び消費税増額に係る変更契約により当初契約額より増額している。

1-2. 従来の実施に要した経費（ブロック別内訳）

（単位：千円）（税込）

前請負業者実施分（医師等12職種）	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿
物件に要する経費等					
H29年度	8,748	13,559	95,306	21,092	36,427
H30年度	7,924	12,049	86,920	19,668	33,303
R1年度	9,084	13,947	80,059	22,227	37,986
平均	8,585	13,185	87,428	20,996	35,905
試験監督員等に要する経費等					
H29年度	14,178	21,975	118,736	34,183	58,724
H30年度	13,459	20,467	113,545	33,409	56,289
R1年度	13,638	20,938	118,507	33,369	56,785
平均	13,758	21,127	116,929	33,653	57,266
小計					
H29年度	22,926	35,534	214,042	55,274	95,151
H30年度	21,383	32,516	200,464	53,077	89,592
R1年度	22,722	34,885	198,566	55,595	94,771
平均	22,344	34,312	204,357	54,649	93,171
	中国	四国	九州	沖縄	合計
物件に要する経費等					
H29年度	9,124	7,799	28,457	2,128	222,641
H30年度	8,460	7,078	25,644	1,958	203,003
R1年度	9,664	8,185	29,474	2,233	212,858
平均	9,083	7,687	27,858	2,106	212,834
試験監督員等に要する経費等					
H29年度	16,077	13,982	46,119	3,543	327,517
H30年度	15,543	13,214	43,558	3,409	312,894
R1年度	15,523	13,331	44,250	3,426	319,766
平均	15,714	13,509	44,643	3,459	320,059
小計					
H29年度	25,202	21,781	74,576	5,672	550,158
H30年度	24,004	20,292	69,202	5,367	515,897
R1年度	25,186	21,516	73,725	5,658	532,624
平均	24,797	21,196	72,501	5,566	532,893

（注記事項）

1. 物件に要する経費等の主な費用の内訳は別表1のとおり
2. 試験監督員等に要する経費等の主な費用の内訳は別表2のとおり
3. 各計数については、各欄において四捨五入しているため、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。
4. R1年度については、新潟会場の追加及び消費税増額に係る変更契約により当初契約額より増額している。

物件に要する経費等の内訳

(別表 1)

(単位：千円) (税込)

	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
H29年度										
消耗品費	72	112	603	174	298	85	75	235	18	1,673
備品費	458	709	3,823	1,103	1,891	540	473	1,489	116	10,601
試験会場借上費	6,816	10,565	57,518	16,434	28,447	6,845	5,802	22,173	1,639	156,240
医師	453	702	3,782	1,092	1,871	534	468	1,473	115	10,489
歯科医師	174	270	1,456	420	720	206	0	567	0	3,815
保健師	370	574	3,094	893	1,530	437	383	1,205	94	8,582
助産師	82	128	688	199	340	97	85	268	21	1,907
看護師	2,696	4,179	22,522	6,501	11,139	3,181	2,788	8,771	683	62,460
診療放射線技師	169	262	1,414	408	699	200	175	551	0	3,878
臨床検査技師	209	324	1,748	505	865	247	216	681	53	4,848
理学療法士・作業療法士	1,014	1,572	8,473	2,446	4,190	0	1,049	3,300	257	22,301
視能訓練士	0	0	584	0	289	0	0	0	0	873
管理栄養士	1,030	1,596	8,599	2,482	4,253	1,215	0	3,349	261	22,785
薬剤師	617	957	5,158	1,489	2,551	729	638	2,009	156	14,304
訪問窓口設置費用	1,402	2,173	11,709	3,380	5,791	1,654	1,449	4,560	355	32,473
電話窓口設置費用	0	0	21,653	0	0	0	0	0	0	21,653
小計	8,748	13,559	95,306	21,092	36,427	9,124	7,799	28,457	2,128	222,641
H30年度										
消耗品費	65	99	550	162	273	79	68	212	17	1,525
備品費	415	630	3,487	1,029	1,728	501	429	1,342	107	9,667
試験会場借上費	6,174	9,389	52,462	15,326	26,008	6,347	5,266	19,982	1,508	142,460
医師	410	624	3,450	1,018	1,710	495	425	1,327	105	9,564
歯科医師	158	240	1,328	392	658	191	0	511	0	3,478
保健師	336	510	2,822	833	1,399	405	348	1,086	86	7,825
助産師	75	113	627	185	311	90	77	241	19	1,739
看護師	2,442	3,714	20,540	6,062	10,183	2,950	2,529	7,903	628	56,951
診療放射線技師	153	233	1,289	381	639	185	159	496	0	3,536
臨床検査技師	190	288	1,594	471	790	229	196	613	49	4,420
理学療法士・作業療法士	920	1,398	7,734	2,282	3,834	0	952	2,976	236	20,333
視能訓練士	0	0	532	0	264	0	0	0	0	796
管理栄養士	932	1,418	7,841	2,314	3,887	1,126	0	3,017	240	20,776
薬剤師	559	850	4,704	1,388	2,332	676	579	1,810	144	13,042
訪問窓口設置費用	1,270	1,931	10,679	3,152	5,294	1,534	1,315	4,109	326	29,609
電話窓口設置費用	0	0	19,742	0	0	0	0	0	0	19,742
小計	7,924	12,049	86,920	19,668	33,303	8,460	7,078	25,644	1,958	203,003
R1年度										
消耗品費	21	32	177	52	87	25	22	68	5	490
備品費	133	205	1,435	327	554	159	138	433	34	3,418
試験会場借上費	6,650	10,210	59,342	16,271	27,884	6,758	5,666	21,577	1,612	155,969
医師	442	678	3,703	1,081	1,833	527	457	1,433	113	10,267
歯科医師	170	261	1,425	416	706	203	0	552	0	3,733
保健師	361	555	3,614	884	1,500	432	374	1,173	92	8,985
助産師	80	123	1,258	197	333	96	83	261	20	2,451
看護師	2,630	4,038	23,909	6,436	10,917	3,141	2,722	8,535	671	63,000
診療放射線技師	165	254	1,384	404	685	197	171	536	0	3,796
臨床検査技師	204	313	1,711	500	847	244	211	662	52	4,745
理学療法士・作業療法士	990	1,520	8,298	2,422	4,109	0	1,024	3,212	253	21,830
視能訓練士	0	0	572	0	283	0	0	0	0	855
管理栄養士	1,004	1,542	8,418	2,457	4,168	1,199	0	3,259	256	22,304
薬剤師	602	925	5,049	1,474	2,500	719	623	1,955	154	14,002
訪問窓口設置費用	1,368	2,100	11,463	3,346	5,676	1,633	1,415	4,437	349	31,787
電話窓口設置費用	912	1,400	7,643	2,231	3,785	1,089	944	2,959	233	21,195
小計	9,084	13,947	80,059	22,227	37,986	9,664	8,185	29,474	2,233	212,858

	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
平均										
消耗品費	53	81	443	129	219	63	55	172	13	1,229
備品費	335	515	2,915	820	1,391	400	347	1,088	86	7,895
試験会場借上費	6,547	10,055	56,440	16,010	27,446	6,650	5,578	21,244	1,586	151,556
医師	435	668	3,645	1,064	1,805	519	450	1,411	111	10,107
歯科医師	167	257	1,403	409	695	200	0	543	0	3,675
保健師	356	546	3,177	870	1,477	425	368	1,155	91	8,464
助産師	79	121	858	193	328	94	82	257	20	2,033
看護師	2,590	3,977	22,323	6,333	10,746	3,091	2,680	8,403	661	60,803
診療放射線技師	163	250	1,363	398	675	194	168	528	0	3,737
臨床検査技師	201	309	1,685	492	834	240	208	652	51	4,671
理学療法士・作業療法士	975	1,497	8,168	2,384	4,045	0	1,009	3,163	249	21,488
視能訓練士	0	0	563	0	279	0	0	0	0	841
管理栄養士	989	1,518	8,286	2,418	4,103	1,180	0	3,208	252	21,955
薬剤師	593	911	4,970	1,450	2,461	708	614	1,924	151	13,783
訪問窓口設置費用	1,346	2,068	11,284	3,293	5,587	1,607	1,393	4,369	344	31,290
電話窓口設置費用	304	467	16,346	744	1,262	363	315	986	78	20,863
小計	8,585	13,185	87,428	20,996	35,905	9,083	7,687	27,858	2,106	212,834

- （注記事項）
- 電話窓口については、東京都に1拠点のみ設置している。窓口の実績については別表5を参照。
 - 会場借上げの実績及び状況については別表3を参照。
 - 各計数については、各欄において四捨五入しているので、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。
 - R1年度については、新潟会場の追加及び消費税増額に係る変更契約により当初契約額より増額している。

試験監督員等に要する経費の内訳

(別表2)

(単位：千円)

	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
H29年度										
試験監督員等	3,699	5,734	31,216	8,919	15,439	3,715	3,149	12,034	890	84,794
医師	246	381	2,053	593	1,015	290	254	799	62	5,693
歯科医師	95	147	790	228	391	112	0	308	0	2,070
保健師	201	312	1,680	485	831	237	208	654	51	4,658
助産師	45	69	373	108	185	53	46	145	11	1,035
看護師	1,463	2,268	12,223	3,528	6,045	1,726	1,513	4,760	371	33,898
診療放射線技師	92	142	767	222	380	108	95	299	0	2,105
臨床検査技師	114	176	949	274	469	134	117	369	29	2,631
理学療法士・作業療法士	550	853	4,598	1,327	2,274	0	569	1,791	139	12,102
視能訓練士	0	0	317	0	157	0	0	0	0	473
管理栄養士	559	866	4,667	1,347	2,308	659	0	1,818	142	12,366
薬剤師	335	519	2,799	808	1,384	395	346	1,090	85	7,763
スタッフ募集	807	1,251	6,744	1,947	3,335	953	835	2,626	204	18,702
願書受付・審査等	5,902	9,147	49,295	14,229	24,380	6,963	6,101	19,198	1,495	136,710
受験案内・願書配布	113	176	948	274	469	134	117	369	29	2,629
願書受付・審査	2,295	3,558	19,172	5,534	9,482	2,708	2,373	7,467	581	53,171
受験番号の付番・確認	1,204	1,867	10,060	2,904	4,975	1,421	1,245	3,918	305	27,900
受験票の送付・受理・内容確認等	964	1,493	8,048	2,323	3,980	1,137	996	3,134	244	22,319
厚生労働省への願書の送付	422	653	3,521	1,016	1,741	497	436	1,371	107	9,765
コンピューター入力カードの送付	422	653	3,521	1,016	1,741	497	436	1,371	107	9,765
受験者情報入力	482	747	4,024	1,162	1,990	568	498	1,567	122	11,161
受験後提出書類の受付・確認	578	896	4,828	1,394	2,388	682	598	1,880	146	13,391
合格発表	170	263	1,420	410	702	201	176	553	43	3,938
資材運搬費	72	112	603	174	298	85	75	235	18	1,673
管理費等	2,949	4,571	24,631	7,110	12,182	3,479	3,049	9,593	747	68,309
小計	14,178	21,975	118,736	34,183	58,724	16,077	13,982	46,119	3,543	327,517
H30年度										
試験監督員等	3,969	6,036	33,725	9,852	16,719	4,080	3,385	12,845	969	91,580
医師	264	401	2,218	654	1,099	318	273	853	68	6,148
歯科医師	101	154	854	252	423	123	0	328	0	2,236
保健師	216	328	1,814	535	899	261	223	698	55	5,031
助産師	48	73	403	119	200	58	50	155	12	1,118
看護師	1,570	2,387	13,204	3,897	6,546	1,896	1,626	5,081	404	36,610
診療放射線技師	99	150	829	245	411	119	102	319	0	2,273
臨床検査技師	122	185	1,025	302	508	147	126	394	31	2,841
理学療法士・作業療法士	591	899	4,972	1,467	2,465	0	612	1,913	152	13,071
視能訓練士	0	0	342	0	170	0	0	0	0	512
管理栄養士	599	911	5,041	1,488	2,499	724	0	1,940	154	13,355
薬剤師	360	547	3,024	892	1,499	434	372	1,164	92	8,384
スタッフ募集	660	1,004	5,551	1,638	2,752	797	684	2,136	170	15,391
願書受付・審査等	4,633	7,045	38,966	11,500	19,317	5,596	4,798	14,994	1,191	108,041
受験案内・願書配布	37	57	315	93	156	45	39	121	10	873
願書受付・審査	1,435	2,183	12,071	3,563	5,984	1,734	1,486	4,645	369	33,470
受験番号の付番・確認	1,091	1,659	9,175	2,708	4,548	1,318	1,130	3,530	280	25,438
受験票の送付・受理・内容確認等	871	1,324	7,323	2,161	3,630	1,052	902	2,818	224	20,303
厚生労働省への願書の送付	382	581	3,211	948	1,592	461	395	1,235	98	8,902
コンピューター入力カードの送付	382	581	3,211	948	1,592	461	395	1,235	98	8,902
受験者情報入力	435	662	3,661	1,081	1,815	526	451	1,409	112	10,152
受験後提出書類の受付・確認	524	796	4,404	1,300	2,183	632	542	1,695	135	12,210
合格発表	165	251	1,387	409	688	199	171	534	42	3,847
資材運搬費	65	99	550	162	273	79	68	212	17	1,525
管理費等	3,443	5,236	28,961	8,547	14,357	4,159	3,566	11,144	885	80,300
小計	13,459	20,467	113,545	33,409	56,289	15,543	13,214	43,558	3,409	312,894

	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
R1年度										
試験監督員等	4,275	6,563	38,257	10,459	17,924	4,344	3,642	13,870	1,036	100,371
医師	284	436	2,380	695	1,179	339	294	921	72	6,600
歯科医師	109	168	916	268	454	131	0	355	0	2,400
保健師	232	357	2,735	569	964	277	240	754	59	6,188
助産師	52	79	818	126	214	62	53	168	13	1,585
看護師	1,691	2,596	15,059	4,137	7,018	2,019	1,750	5,486	432	40,188
診療放射線技師	106	163	890	260	441	127	110	344	0	2,440
臨床検査技師	131	201	1,100	321	545	157	136	426	33	3,050
理学療法士・作業療法士	636	977	5,334	1,557	2,641	0	659	2,065	162	14,032
視能訓練士	0	0	368	0	182	0	0	0	0	550
管理栄養士	646	991	5,411	1,580	2,679	771	0	2,095	165	14,337
薬剤師	387	594	3,246	947	1,607	462	401	1,256	99	9,000
スタッフ募集	711	1,091	6,366	1,739	2,950	849	736	2,307	181	16,931
願書受付・審査等	4,990	7,661	42,429	12,210	20,712	5,958	5,164	16,192	1,274	116,590
受験案内・願書配布	40	62	338	99	167	48	42	131	10	936
願書受付・審査	1,546	2,373	12,958	3,783	6,416	1,846	1,600	5,016	395	35,933
受験番号の付番・確認	1,175	1,804	10,134	2,875	4,877	1,403	1,216	3,812	300	27,596
受験票の送付・受理・内容確認等	938	1,440	7,965	2,294	3,892	1,120	970	3,043	239	21,900
厚生労働省への願書の送付	411	631	3,552	1,006	1,707	491	426	1,334	105	9,663
コンピューター入力カードの送付	411	631	3,552	1,006	1,707	491	426	1,334	105	9,663
受験者情報入力	469	720	3,930	1,147	1,946	560	485	1,521	120	10,899
受験後提出書類の受付・確認	564	866	4,727	1,380	2,341	673	584	1,830	144	13,108
合格発表	178	273	1,489	435	737	212	184	576	45	4,129
資材運搬費	70	108	696	172	292	84	73	229	18	1,743
管理費等	2,850	4,375	24,543	6,973	11,828	3,403	2,949	9,247	727	66,896
小計	13,638	20,938	118,507	33,369	56,785	15,523	13,331	44,250	3,426	319,766
平均										
試験監督員等	3,981	6,111	34,399	9,744	16,694	4,046	3,392	12,916	965	92,248
医師	264	406	2,217	647	1,098	316	274	858	68	6,147
歯科医師	102	156	853	249	423	122	0	330	0	2,235
保健師	216	332	2,076	530	898	258	224	702	55	5,292
助産師	48	74	531	118	200	57	50	156	12	1,246
看護師	1,575	2,417	13,495	3,854	6,536	1,881	1,630	5,109	402	36,898
診療放射線技師	99	152	829	242	410	118	102	321	0	2,273
臨床検査技師	122	188	1,024	299	507	146	126	397	31	2,841
理学療法士・作業療法士	593	910	4,968	1,451	2,460	0	613	1,923	151	13,068
視能訓練士	0	0	342	0	169	0	0	0	0	512
管理栄養士	601	923	5,040	1,471	2,496	718	0	1,951	153	13,353
薬剤師	361	554	3,023	883	1,497	431	373	1,170	92	8,382
スタッフ募集	726	1,115	6,220	1,775	3,013	866	751	2,356	185	17,008
願書受付・審査等	5,175	7,951	43,563	12,646	21,470	6,172	5,355	16,794	1,320	120,447
受験案内・願書配布	64	98	533	155	264	76	66	207	16	1,479
願書受付・審査	1,759	2,705	14,734	4,293	7,294	2,096	1,820	5,709	448	40,858
受験番号の付番・確認	1,157	1,776	9,790	2,829	4,800	1,380	1,197	3,754	295	26,978
受験票・受験者留意事項等の送付	924	1,419	7,778	2,259	3,834	1,103	956	2,998	236	21,508
厚生労働省への願書の送付	405	622	3,428	990	1,680	483	419	1,314	103	9,444
コンピューター入力カードの送付	405	622	3,428	990	1,680	483	419	1,314	103	9,444
受験者情報入力	462	710	3,872	1,130	1,917	551	478	1,499	118	10,737
受験後提出書類の受付・確認	555	853	4,653	1,358	2,304	663	574	1,802	142	12,903
合格発表	171	262	1,432	418	709	204	177	554	44	3,971
資材運搬費	69	107	616	170	288	83	72	225	18	1,647
管理費等	3,081	4,727	26,045	7,543	12,789	3,680	3,188	9,994	787	71,835
小計	13,758	21,127	116,929	33,653	57,266	15,714	13,509	44,643	3,459	320,059

(注記事項)

1. 試験監督等の状況については別表3を参照。
2. 願書受付件数については別表4を参照。
3. 受験後提出書類の受付・確認件数については別表6を参照。
4. 管理費等には、管理費の他、試験運営マニュアルの作成承認や危機管理要領の作成承認にかかる費用が含まれている。
5. 各計数については、各欄において四捨五入しているので、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。
6. R1年度については、新潟会場の追加及び消費税増額に係る変更契約により当初契約額より増額している。

試験実施時の立会業務等について

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数
29 年度	医師	札幌コンベンションセンター	374	4	15	9
		産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	816	6	30	11
		大正大学巣鴨キャンパス	1,734	30	82	28
		明治学院大学白金キャンパス	1,576	19	63	20
		日本歯科大学 新潟生命歯学部	144	3	12	7
		愛知学院大学日進キャンパス	1,000	8	36	12
		石川県青少年総合研修センター	488	10	32	14
		桃山学院大学	1,613	10	54	14
		安田女子大学	600	9	28	10
		サンメッセ香川	587	6	22	10
		第一薬科大学	1,029	11	40	13
		熊本保健科学大学	256	4	15	8
		総合結婚式場ジュビランス	134	1	8	6
		札幌コンベンションセンター	145	1	6	7
	歯科医師	産業見本市会館サンフェスタ	174	1	9	8
		CIVI研修センター秋葉原	563	7	28	9
		TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター	657	6	26	9
		TOC有明	571	5	20	9
		日本歯科大学新潟生命歯学部	124	2	10	4
		愛知学院大学日進キャンパス	365	3	16	10
		大阪電気通信大学駅前キャンパス	345	10	34	10
		広島大学霞キャンパス	69	2	8	8
		第一薬科大学	510	6	23	9
		TKP札幌駅カンファレンスセンター	147	2	10	4
		弘前大学	205	3	13	6
	保健師	産業見本市会館サンフェスタ	425	3	15	5
		大正大学巣鴨キャンパス	1,140	22	55	26
		東京工科大学蒲田キャンパス	1,019	14	44	14
		東京外国語大学府中キャンパス	975	17	49	17
		愛知学院大学日進キャンパス	1,050	10	42	11
		金沢医科大学	369	3	18	5
		大阪商業大学	1,172	11	45	12
		安田女子大学	479	8	25	9
		高松市総合体育館	405	6	17	6
		第一薬科大学	741	10	32	15
		沖縄キリスト教学院大学	138	3	11	7
		TKP札幌駅カンファレンスセンター	56	1	7	4
		弘前大学	25	1	7	4
		産業見本市会館サンフェスタ	135	1	8	5
	助産師	大正大学巣鴨キャンパス	685	12	34	15
		愛知学院大学日進キャンパス	264	5	21	5
		金沢医科大学	49	1	9	4
		大阪商業大学	441	11	39	7
		安田女子大学	123	3	10	6
		高松市総合体育館	86	2	7	4
		第一薬科大学	335	5	19	8
		沖縄キリスト教学院大学	44	1	7	4
		札幌コンベンションセンター	2,324	15	75	13
		TKP札幌駅カンファレンスセンター	668	12	36	14
		代々木ゼミナール札幌校	92	2	9	5
		弘前大学	1,290	21	55	21
		夢メッセみやぎ	3,018	19	95	16
		大正大学巣鴨キャンパス	2,641	48	128	40
	看護師	東京工科大学蒲田キャンパス	3,171	62	158	53
		立教大学池袋キャンパス	6,680	83	273	37
		明治学院大学白金キャンパス	1,514	18	60	16
		昭和女子大学	3,086	54	144	42
		東京外国語大学府中キャンパス	1,653	29	75	30
		東京工科大学八王子キャンパス	1,505	16	53	14
		愛知学院大学日進キャンパス	6,439	55	219	23
		金沢医科大学	473	4	29	7
		北陸大学太陽が丘キャンパス	1,203	19	71	13
		桃山学院大学	2,206	22	88	13
		大阪商業大学	2,122	26	82	13
		大阪産業大学中央キャンパス	1,764	13	62	11
		近畿大学東大阪キャンパス	5,262	43	181	23
		安田女子大学	2,955	45	119	34
		広島市中小企業会館	826	11	36	9
		サンメッセ香川	1,495	16	41	10
		高松大学・高松短期大学	973	14	42	14
		香川大学幸町キャンパス	1,248	17	57	10
		第一薬科大学	2,004	20	79	13
		西日本短期大学	525	7	27	8
		南近代ビル	1,038	5	32	10
		純真学園大学	1,636	21	73	12
		福岡大学七隈キャンパス	4,400	42	159	19
		琉球大学千原キャンパス	860	15	43	13

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数
29 年度		診療放射線技師	NTT北海道セミナーセンター	212	2	12	5
			産業見本市会館サンフェスタ (卸町会館)	95	1	5	5
			大正大学巣鴨キャンパス	1,284	22	57	25
			愛知学院大学日進キャンパス	392	7	25	8
			大阪商業大学	587	2	20	6
			広島工業大学専門学校	117	1	10	5
			高松センタービル	162	3	11	7
			西日本総合展示場	460	1	15	5
		臨床検査技師	NTT北海道セミナーセンター	152	1	11	5
			産業見本市会館サンフェスタ (卸町会館)	130	1	6	5
			東京工科大学蒲田キャンパス	988	13	42	13
			大正大学巣鴨キャンパス	1,335	24	61	26
			愛知学院大学日進キャンパス	405	7	27	6
			大阪商業大学	798	5	29	7
			広島工業大学専門学校	216	1	12	4
			高松センタービル	297	4	16	4
			西日本総合展示場	732	1	20	6
			沖縄県青年会館	48	1	7	3
		理学療法士	NTT北海道セミナーセンター	587	11	35	13
			東北工業大学八木山キャンパス	782	9	33	8
			東京工科大学蒲田キャンパス	1,580	40	94	32
			東京工科大学八王子キャンパス	1,138	18	60	13
			立教大学池袋キャンパス	1,060	9	42	11
			愛知学院大学日進キャンパス	1,468	12	55	8
			近畿大学東大阪キャンパス	1,260	10	44	8
			大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	1,100	10	42	8
			大和大学	413	5	22	6
			英明高校	687	21	69	8
			福岡大学七隈キャンパス	729	10	38	7
			西南学院大学	1,707	29	84	22
			沖縄大学	180	2	12	5
		作業療法士	札幌科学技術大学大通りキャンパス	326	11	28	16
			東北福祉大学ステーションキャンパス	479	4	22	5
			立教大学池袋キャンパス	1,808	25	75	24
			愛知学院大学日進キャンパス	660	5	26	7
			大阪商業大学	1,229	10	40	8
			高松センタービル	370	5	20	6
			福岡工業大学	1,325	14	52	8
			沖縄大学	132	2	10	5
		視能訓練士	大正大学巣鴨キャンパス	525	10	30	14
			大阪商業大学	406	4	20	5
		管理栄養士	北海道大学札幌キャンパス工学部	842	16	54	7
			産業見本市会館サンフェスタ	580	4	23	7
			東北医科薬科大学	850	9	33	7
			大妻女子大学千代田キャンパス	1,189	15	55	9
			東京都市大学世田谷キャンパス	1,199	10	44	9
			目白大学新宿キャンパス	1,988	29	97	10
			文化学園大学	1,518	20	70	10
			拓殖大学文京キャンパス	763	7	33	7
			愛知学院大学日進キャンパス	2,217	25	94	12
			大阪産業大学中央キャンパス	970	7	35	7
			近畿大学東大阪キャンパス	1,427	10	49	10
			大阪商業大学	843	7	33	7
			くらしき作陽大学	1,300	21	72	9
			第一セントラルビル	293	4	18	6
			九州大学伊都キャンパス	2,128	27	96	12
			福岡女学院大学	266	6	24	7
			琉球大学千原キャンパス	119	2	12	7
		薬剤師	TKPガーデンシティ札幌駅前	610	12	42	6
			産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	1,126	2	29	8
			東京工科大学蒲田キャンパス	1,090	15	55	9
			星薬科大学	1,050	12	50	10
			立教大学池袋キャンパス	2,210	34	114	12
			東京工科大学八王子キャンパス	1,402	17	61	10
			名城大学天白キャンパス	1,496	9	53	9
			北陸大学太陽が丘キャンパス	431	4	21	6
			大阪商業大学	850	6	35	7
			桃山学院大学	1,991	13	64	10
			安田女子大学	732	10	34	7
			徳島文理大学徳島キャンパス	449	4	20	6
			第一薬科大学	1,439	15	60	9
	医師		札幌コンベンションセンター	384	1	18	4
			東北学院大学土樋キャンパス	832	10	39	5
			大正大学巣鴨キャンパス	1,950	34	116	13
			明治学院大学白金キャンパス	1,443	15	63	12
			日本歯科大学新潟生命歯学部	122	2	15	5
			愛知学院大学日進キャンパス	991	8	42	5
			石川県青少年総合研修センター	483	10	41	5
			桃山学院大学	1,560	10	55	7
			安田女子大学	608	10	38	4
			サンメッセ香川	605	6	27	8
			第一薬科大学	1,085	5	38	6
			熊本保健科学大学	277	4	21	3
			総合結婚式場ジュビランス	134	1	10	3

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数
30 年度		歯科医師	札幌コンベンションセンター	150	1	13	5
			産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	192	1	14	6
			東京工科大学蒲田キャンパス	1,803	32	107	15
			日本歯科大学新潟生命歯学部	120	2	15	5
			愛知学院大学日進キャンパス	283	2	17	6
			大阪電気通信大学駅前キャンパス	563	10	39	8
			広島大学 霞キャンパス	75	2	15	4
			第一薬科大学	537	3	24	9
		保健師	札幌コンベンションセンター	155	1	14	4
			弘前大学	208	3	19	5
			産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	442	3	23	8
			大正大学巣鴨キャンパス	2,142	44	139	15
			東京工科大学蒲田キャンパス	1,058	15	54	11
			愛知学院大学日進キャンパス	1,111	10	48	10
			金沢医科大学	370	3	21	7
			大阪商業大学	1,174	12	51	9
			安田女子大学	562	9	36	7
			高松市総合体育館	423	6	27	6
			南近代ビル	677	2	26	8
			沖縄キリスト教学院大学	147	5	20	5
		助産師	札幌コンベンションセンター	64	1	12	4
			弘前大学	26	1	12	3
			産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	136	1	13	4
			大正大学巣鴨キャンパス	664	11	42	7
			愛知学院大学日進キャンパス	240	5	24	6
			金沢医科大学	40	1	12	6
			大阪商業大学	425	7	30	7
			安田女子大学	114	2	15	5
			高松市総合体育館	79	2	15	5
			南近代ビル	304	1	17	6
		看護師	沖縄キリスト教学院大学	34	1	12	5
			札幌コンベンションセンター	2,192	12	72	14
			TKP札幌駅カンファレンスセンター	580	10	41	8
			秀英予備校札幌校	293	11	38	6
			弘前大学	1,129	21	73	17
			東北大学川内北キャンパス	1,800	28	93	18
			産業見本市会館サンフェスタ	1,139	7	39	14
			大正大学巣鴨キャンパス	2,013	36	119	14
			明治学院大学白金キャンパス	2,288	33	115	14
			立教大学池袋キャンパス	5,094	61	217	24
			東京外国語大学府中キャンパス	1,616	29	96	11
			東京工科大学蒲田キャンパス	2,954	59	188	17
			東京工科大学八王子キャンパス	2,855	37	124	21
			昭和女子大学	3,017	56	181	18
			愛知学院大学日進キャンパス	6,629	59	229	31
			金沢医科大学	485	4	25	7
			北陸大学太陽が丘キャンパス	1,214	21	74	10
			近畿大学東大阪キャンパス	5,200	47	183	25
			桃山学院大学	3,191	33	131	17
			大阪産業大学中央キャンパス	2,876	23	97	15
			安田女子大学	2,945	44	141	16
			広島市中小企業会館	815	14	39	8
			サンメッセ香川	1,408	15	54	9
			香川大学幸町キャンパス	1,345	19	67	8
			高松大学・高松短期大学	840	13	49	7
			福岡大学	4,003	38	151	21
			九州産業大学	4,405	48	173	22
			純真学園大学	961	12	47	9
			沖縄国際大学	866	6	33	11
		診療放射線技師	札幌コンベンションセンター	224	2	17	4
			産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	99	1	12	3
			大正大学巣鴨キャンパス	1,359	25	84	11
			愛知学院大学日進キャンパス	428	7	30	7
			大阪商業大学	617	2	23	7
			広島工業大学専門学校	156	1	14	6
			高松センタービル	169	2	15	5
			福岡大学	511	5	29	8
		臨床検査技師	札幌コンベンションセンター	171	1	14	4
			産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	121	1	13	3
			大正大学巣鴨キャンパス	1,500	28	90	12
			東京工科大学蒲田キャンパス	827	10	35	10
			愛知学院大学日進キャンパス	415	7	30	7
			大阪商業大学	777	7	34	8
			広島工業大学専門学校	197	1	14	4
			高松センタービル	293	4	21	5
			福岡大学	753	8	33	9
			沖縄キリスト教学院大学	47	1	12	5
		理学療法士	TKPガーデンシティPREMIUM札幌大通	623	8	33	6
			東北工業大学八木山キャンパス	830	11	43	12
			東京工科大学蒲田キャンパス	1,870	44	141	13
			東京工科大学八王子キャンパス	2,090	29	96	13
			愛知学院大学日進キャンパス	1,505	12	57	10
			大阪商業大学	1,750	22	81	11
			大阪経済大学	1,127	7	42	10
			高松大学・高松短期大学	763	11	43	7

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数
	30 年度		福岡大学	2,503	20	93	17
			沖縄大学	191	2	15	5
		理学療法士・作業療法士	札幌科学技術専門学校	293	12	45	5
			東北工業大学八木山キャンパス	458	5	26	8
			立教大学池袋キャンパス	1,943	27	96	12
			愛知学院大学日進キャンパス	692	4	29	7
			近畿大学東大阪キャンパス	1,376	10	50	11
			高松センタービル	386	7	30	6
			福岡工業大学	1,269	13	52	10
			沖縄大学	138	2	15	5
		視能訓練士	大正大学巣鴨キャンパス	501	10	39	8
			大阪商業大学	357	4	21	6
		管理栄養士	北海道大学札幌キャンパス工学部	865	15	54	8
			東北学院大学土樋キャンパス	1,445	17	62	18
			目白大学新宿キャンパス	2,480	43	140	17
			大妻女子大学千代田キャンパス	1,500	23	82	11
			文化学園大学	1,842	25	89	13
			拓殖大学文京キャンパス	1,157	13	57	10
			愛知学院大学日進キャンパス	2,354	30	107	14
			大阪産業大学中央キャンパス	2,270	17	76	14
			大阪工業大学枚方キャンパス	1,291	11	50	10
			くらしき作陽大学	1,644	29	96	11
			九州大学伊都キャンパス	2,412	32	121	14
			琉球大学千原キャンパス	135	2	15	6
		薬剤師	TKPガーデンシティ札幌駅前	588	8	33	6
			産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	1,153	7	44	12
			東京工科大学蒲田キャンパス	1,082	16	58	11
			星薬科大学	1,730	19	74	13
			東京工科大学八王子キャンパス	1,470	19	64	17
			立教大学池袋キャンパス	1,764	15	67	13
			名城大学天白キャンパス	1,687	14	66	11
			北陸大学太陽が丘キャンパス	496	6	29	7
			大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	2,200	20	85	11
			新大阪丸ビル新館	340	6	27	5
			大阪アカデミア	345	2	19	5
			安田女子大学	836	12	45	8
			徳島文理大学徳島キャンパス	504	5	26	7
			第一薬科大学	1,602	10	54	13
	元 年度	医師	札幌コンベンションセンター				
			東北学院大学土樋キャンパス				
			大正大学巣鴨キャンパス				
			明治学院大学白金キャンパス				
			日本大学三軒茶屋キャンパス				
			日本歯科大学新潟生命歯学部				
			愛知学院大学日進キャンパス				
			石川県青少年総合研修センター				
			桃山学院大学				
			安田女子大学				
			サンメッセ香川				
			第一薬科大学				
			熊本保健科学大学 (2号館)				
			沖縄キリスト教学院大学 (南棟)				
		歯科医師	札幌コンベンションセンター				
			産業見本市会場サンフェスタ				
			東京工科大学蒲田キャンパス				
			日本歯科大学新潟生命歯学部				
			愛知学院大学日進キャンパス				
			大阪電気通信大学駅前キャンパス				
			広島大学霞キャンパス				
		保健師	西日本短期大学				
			札幌コンベンションセンター				
			弘前大学				
			産業見本市会場サンフェスタ				
			大正大学巣鴨キャンパス				
			東京工科大学蒲田キャンパス				
			新潟大学五十嵐キャンパス				
			愛知学院大学日進キャンパス				
			金沢医科大学				
			大阪商業大学				
			安田女子大学				
			高松市総合体育館 (第2)				
			高松センタービル				
			南近代ビル				
			沖縄キリスト教学院大学 (南棟)				
		助産師	札幌コンベンションセンター				
			弘前大学				
			産業見本市会場サンフェスタ				
			大正大学巣鴨キャンパス				
			新潟大学五十嵐キャンパス				
			愛知学院大学日進キャンパス				
			金沢医科大学				
			大阪商業大学				
			安田女子大学				
			高松市総合体育館 (第2)				
			高松センタービル				

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数
元 年 度		看護師	南近代ビル				
			沖縄キリスト教学院大学 (南棟)				
			札幌コンベンションセンター				
			TKP札幌駅カンファレンスセンター				
			札幌市産業振興センター				
			弘前大学				
			東北学院大学土樋キャンパス				
			産業見本市会場サンフェスタ				
			大正大学巣鴨キャンパス				
			明治学院大学白金キャンパス				
			東京工科大学蒲田キャンパス				
			東京工科大学八王子キャンパス				
			立教大学池袋キャンパス				
			東京外国語大学府中キャンパス				
			昭和女子大学				
			新潟大学五十嵐キャンパス				
			新潟医療福祉大学				
			愛知学院大学日進キャンパスA				
			愛知学院大学日進キャンパスB				
			金沢医科大学				
			北陸大学太陽が丘キャンパス				
			近畿大学				
			桃山学院大学				
			大阪産業大学				
			広島市中小企業会館				
			安田女子大学				
			サンメッセ香川				
			高松大学・高松短期大学				
			香川大学幸町キャンパス				
			福岡大学 (8号館、10号館、A棟)				
			純真学園大学				
			九州国際大学				
			福岡女学院大学				
			公務員ビジネス専門学校				
			沖縄国際大学 (3号館)				
		診療放射線技師	札幌コンベンションセンター				
			産業見本市会場サンフェスタ				
			大正大学巣鴨キャンパス				
			愛知学院大学日進キャンパス				
			大阪商業大学				
			広島工業大学専門学校				
			高松センタービル				
			福岡大学 (8号館)				
		臨床検査技師	札幌コンベンションセンター				
			産業見本市会場サンフェスタ				
			大正大学巣鴨キャンパス				
			東京工科大学蒲田キャンパス				
			愛知学院大学日進キャンパス				
			大阪商業大学				
			広島工業大学専門学校				
			高松センタービル				
			福岡大学 (8号館)				
			沖縄キリスト教学院大学 (南棟)				
		理学療法士	札幌コンベンションセンター				
			TKPガーデンシティPREMIUM札幌大通				
			東北工業大学八木山キャンパス				
			東京工科大学蒲田キャンパス				
			東京電機大学千住キャンパス				
			立教大学				
			愛知学院大学日進キャンパス				
			大阪工業大学大宮				
			高松大学・高松短期大学				
			福岡大学 (8号館)				
		作業療法士	札幌コンベンションセンター				
			札幌科学技術専門学校				
			東北工業大学八木山キャンパス				
			日本大学三軒茶屋キャンパス				
			愛知学院大学日進キャンパス				
			大阪電気通信大学				
			穴吹医療大学校口穴吹カレッジサービス駅前校舎)				
			高松センタービル				
			福岡工業大学				
			沖縄大学 (本館、2号館)				
		視能訓練士	大正大学巣鴨キャンパス				
			大阪商業大学				
		管理栄養士	北海道大学札幌キャンパス工学部				
			サンフェスタ				
			大妻女子大学千代田キャンパス				
			目白大学新宿キャンパス				
			拓殖大学文京キャンパス				
			文化学園大学				
			東京電機大学千住キャンパス				
			愛知学院大学日進キャンパス				
			近畿大学				

	年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数
		薬剤師	大阪工業大学大宮				
			くらしき作陽大学				
			西南学院大学				
			第一薬科大学				
			沖縄大学（本館、2号館）				
			琉球大学千原キャンパス				
			T K P ガーデンシティ札幌駅前				
			産業見本市会場サンフェスタ				
			東京工科大学蒲田キャンパス				
			東京工科大学八王子キャンパス				
			星薬科大学				
			大妻女子大学千代田キャンパスG棟				
			名城大学天白キャンパス				
			共通講義棟南（メイン会場）				
			北陸大学太陽が丘キャンパス				
			桃山学院大学				
			安田女子大学				
			徳島文理大学徳島キャンパス				
			第一薬科大学				

- (注記事項)
- 各施設に対して、約1年前から事前に申し入れを行った上で、調整を進めていく必要がある。なお、合同庁舎会議室等、国有財産の利用については、現行の規模の範囲内かつ予約が空いている場合のみ使用を認めるが、予約が埋まっている場合等は民間事業者が自ら会場の確保をする必要がある。
 - 受験者数、受験室数、監督員等及び会場責任者・看護師等は、1日あたりの数量を記載している。
※ 医師試験は2日間、歯科医師試験・薬剤師試験は2日間を要する。
 - 平成30年度のうち、経済連携協定 (E P A) に基づく看護師国家試験受験者用の試験室数は以下の通り。
北海道：教室1 (3人) 宮城：教室1 (11人) 東京：教室2 (74人、34人) 愛知：教室1 (76人)、
石川：教室1 (19人) 大阪：教室3 (40人、40人、36人) 広島：教室1 (8人) 香川：教室1 (22人) 福岡：教室1 (63人)、
合計：教室12 (426人)
 - 令和元年度については各試験の試験日が2月以降であるため、試験会場は予定を記載しており、受験者数、受験室数、会場借料、監督員等人数、会場責任者・看護師等人数は、記載していない。

合格発表の会場について

合格発表の掲示については、これまで厚生労働本省において全受験者分を、各国家試験臨時事務所において当該事務所の所掌試験地にかかる受験者分を実施している。各掲示場所の住所は次のとおり。

前請負業者実施分 (医師等 12 職種)	各掲示場所の住所
厚生労働省本省	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
TKP札幌カンファレンスセンター 7階 7B	北海道札幌市中央区北3条西3-1-6 札幌小暮ビル 7階
TKPガーデンシティ仙台 カンファレンスルーム 13階 13C	宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER 13階
TKP秋葉原カンファレンスセンター 8階 ホール8A	東京都千代田区神田松永町4-1 ラウンドクロス秋葉原 8階
カネジュービル	愛知県名古屋市中村区則武1-2-1 カネジュービル
天満研修センター	大阪府大阪市北区錦町2-21 天満研修センター
明治安田生命広島ビル 地下2階 会議室	広島県広島市中区袋町4-25 明治安田生命広島ビル 地下2階
高松興銀ビル 3階 会議室	香川県高松市番町1-6-8 高松興銀ビル 3階
天神ツインビル 地下2階 会議室	福岡県福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル 地下2階
人材派遣センターオキナワ	沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル 9階

願書受付件数（件）

（別表４－１）

（単位：人）

			H29年度	H30年度	R1年度
	医師	北海道	374	384	379
		東北	816	832	824
		関東	3,942	3,998	3,970
		東海	1,000	991	996
		近畿	1,613	1,560	1,587
		中国	600	608	604
		四国	587	605	596
		九州	1,285	1,362	1,324
		沖縄	134	134	134
		小計	10,351	10,474	10,413
	歯科医師	北海道	145	150	148
		東北	174	192	183
		関東	1,915	1,923	1,919
		東海	365	283	324
		近畿	543	563	553
		中国	69	75	72
		九州	510	537	524
		小計	3,721	3,723	3,722
	保健師	北海道	147	155	151
		東北	630	650	640
		関東	3,503	3,570	3,537
		東海	1,050	1,111	1,081
		近畿	1,172	1,174	1,173
		中国	479	562	521
		四国	405	423	414
		九州	741	677	709
		沖縄	138	147	143
		小計	8,265	8,469	8,367
	助産師	北海道	56	64	60
		東北	160	162	161
		関東	734	704	719
		東海	264	240	252
		近畿	441	425	433
		中国	123	114	119
		四国	86	79	83
		九州	335	304	320
		沖縄	44	34	39
		小計	2,243	2,126	2,185
	看護師	北海道	3,084	3,065	3,075
		東北	4,308	4,068	4,188
		関東	21,926	21,536	21,731
		東海	6,439	6,629	6,534
		近畿	11,353	11,267	11,310
		中国	3,781	3,760	3,771
		四国	3,716	3,593	3,655
		九州	9,603	9,369	9,486
		沖縄	860	866	863
		小計	65,070	64,153	64,612

			H29年度	H30年度	R1年度
診療放射線技師	北海道	212	224	218	
	東北	95	99	97	
	関東	1,286	1,359	1,323	
	東海	392	428	410	
	近畿	588	617	603	
	中国	117	156	137	
	四国	161	169	165	
	九州	458	511	485	
	小計	3,309	3,563	3,436	
臨床検査技師	北海道	152	171	162	
	東北	129	121	125	
	関東	2,327	2,327	2,327	
	東海	405	415	410	
	近畿	798	777	788	
	中国	216	197	207	
	四国	295	293	294	
	九州	731	753	742	
	沖縄	48	47	48	
	小計	5,101	5,101	5,101	
理学療法士・作業療法士	北海道	913	916	915	
	東北	1,261	1,288	1,275	
	関東	5,586	5,904	5,745	
	東海	2,128	2,197	2,163	
	近畿	4,001	4,253	4,127	
	四国	1,057	1,149	1,103	
	九州	3,762	3,772	3,767	
	沖縄	312	329	321	
	小計	19,020	19,808	19,414	
視能訓練士	関東	525	501	513	
	近畿	406	357	382	
	小計	931	858	895	
管理栄養士	北海道	842	863	853	
	東北	1,430	1,441	1,436	
	関東	6,657	6,979	6,818	
	東海	2,217	2,352	2,285	
	近畿	3,240	3,558	3,399	
	中国	1,593	1,640	1,617	
	九州	2,394	2,408	2,401	
	沖縄	119	135	127	
	小計	18,492	19,376	18,934	
薬剤師	北海道	610	588	599	
	東北	1,126	1,153	1,140	
	関東	6,183	6,542	6,363	
	東海	1,496	1,687	1,592	
	近畿	2,841	2,885	2,863	
	中国	732	836	784	
	四国	449	504	477	
	九州	1,439	1,602	1,521	
	小計	14,876	15,797	15,337	
合計			151,379	153,448	152,414

（注記事項）

R1年度の願書受付の締め切りは1月中であるため、R1年度の件数は見込み（平成29年度、平成30年度の平均値）を計上している。

(別表 4 - 2)
(単位：人)

提出方法別の願書受付件数（件）

			来訪受付件数			郵送受付件数		
			H29年度	H30年度	R1年度	H29年度	H30年度	R1年度
	医師	北海道	267	241	254	107	143	125
		東北	17	163	90	799	669	734
		関東	899	82	491	3,043	3,916	3,480
		東海	32	27	30	968	964	966
		近畿	663	409	536	950	1,151	1,051
		中国	4	13	9	596	595	596
		四国	2	3	3	585	602	594
		九州	353	166	260	932	1,196	1,064
		沖縄	130	131	131	4	3	4
		小計	2,367	1,235	1,801	7,984	9,239	8,612
	歯科医師	北海道	24	16	20	121	134	128
		東北	126	90	108	48	102	75
		関東	382	82	232	1,533	1,841	1,687
		東海	44	157	101	321	126	224
		近畿	116	125	121	427	438	433
		中国	12	7	10	57	68	63
		九州	110	178	144	400	359	380
		小計	814	655	735	2,907	3,068	2,988
	保健師	北海道	64	18	41	83	137	110
		東北	77	64	71	553	586	570
		関東	303	82	193	3,200	3,488	3,344
		東海	42	63	53	1,008	1,048	1,028
		近畿	290	94	192	882	1,080	981
		中国	43	14	29	436	548	492
		四国	6	8	7	399	415	407
		九州	62	51	57	679	626	653
		沖縄	52	145	99	86	2	44
		小計	939	539	739	7,326	7,930	7,628
	助産師	北海道	12	0	6	44	64	54
		東北	0	0	0	160	162	161
		関東	90	81	86	644	623	634
		東海	20	2	11	244	238	241
		近畿	54	14	34	387	411	399
		中国	0	0	0	123	114	119
		四国	3	0	2	83	79	81
		九州	11	1	6	324	303	314
		沖縄	10	15	13	34	19	27
		小計	200	113	157	2,043	2,013	2,028
	看護師	北海道	1,059	872	966	2,025	2,193	2,109
		東北	480	233	357	3,828	3,835	3,832
		関東	2,180	82	1,131	19,746	21,454	20,600
		東海	713	816	765	5,726	5,813	5,770
		近畿	2,440	1,492	1,966	8,913	9,775	9,344
		中国	558	196	377	3,223	3,564	3,394
		四国	165	404	285	3,551	3,189	3,370
		九州	1,053	1,024	1,039	8,550	8,345	8,448
		沖縄	618	596	607	242	270	256
		小計	9,266	5,715	7,491	55,804	58,438	57,121

			来訪受付件数			郵送受付件数		
			H29年度	H30年度	R1年度	H29年度	H30年度	R1年度
	診療放射線技師	北海道	105	123	114	107	101	104
		東北	7	9	8	88	90	89
		関東	785	89	437	501	1,270	886
		東海	87	95	91	305	333	319
		近畿	376	215	296	212	402	307
		中国	1	2	2	116	154	135
		四国	61	2	32	100	167	134
		九州	34	23	29	424	488	456
		小計	1,456	558	1,007	1,853	3,005	2,429
	臨床検査技師	北海道	5	11	8	147	160	154
		東北	14	11	13	115	110	113
		関東	421	89	255	1,906	2,238	2,072
		東海	0	10	5	405	405	405
		近畿	224	272	248	574	505	540
		中国	63	53	58	153	144	149
		四国	72	16	44	223	277	250
		九州	101	63	82	630	690	660
		沖縄	46	46	46	2	1	2
		小計	946	571	759	4,155	4,530	4,343
	理学療法士・作業療法士	北海道	287	191	239	626	725	676
		東北	431	458	445	830	830	830
		関東	1,600	178	889	3,986	5,726	4,856
		東海	779	695	737	1,349	1,502	1,426
		近畿	1,244	573	909	2,757	3,680	3,219
		四国	399	414	407	658	735	697
		九州	1,190	1,034	1,112	2,572	2,738	2,655
		沖縄	310	322	316	2	7	5
		小計	6,240	3,865	5,053	12,780	15,943	14,362
	視能訓練士	関東	198	0	99	327	501	414
		近畿	191	0	96	215	357	286
		小計	389	0	195	542	858	700
	管理栄養士	北海道	2	2	2	840	861	851
		東北	1	2	2	1,429	1,439	1,434
		関東	2	0	1	6,655	6,979	6,817
		東海	3	63	33	2,214	2,289	2,252
		近畿	2	7	5	3,238	3,551	3,395
		中国	2	2	2	1,591	1,638	1,615
		九州	0	1	1	2,394	2,407	2,401
		沖縄	0	1	1	119	134	127
		小計	12	78	45	18,480	19,298	18,889
	薬剤師	北海道	47	47	47	563	541	552
		東北	577	618	598	549	535	542
		関東	1,045	0	523	5,138	6,542	5,840
		東海	487	537	512	1,009	1,150	1,080
		近畿	892	540	716	1,949	2,345	2,147
		中国	12	10	11	720	826	773
		四国	14	16	15	435	488	462
		九州	71	121	96	1,368	1,481	1,425
		小計	3,145	1,889	2,517	11,731	13,908	12,820
	合計		25,774	15,218	20,496	125,605	138,230	131,918

(注記事項)

R1年度の願書受付の締め切りは1月中であるため、R1年度の件数は見込み(平成29年度、平成30年度の平均値)を計上している。

(別表 5-1)

(単位：件)

訪問受付窓口（件）

			H29年度	H30年度	R1年度
	医師	北海道	21	20	21
		東北	0	11	6
		関東	139	414	283
		東海	28	26	27
		近畿	206	79	143
		中国	4	19	12
		四国	2	3	3
		九州	54	57	56
		沖縄	8	9	9
		小計	462	638	557
	歯科医師	北海道	24	16	20
		東北	8	8	8
		関東	66	医師の内数	医師の内数
		東海	32	25	29
		近畿	26	29	28
		中国	12	7	10
		九州	15	13	14
		小計	183	98	108
	保健師	北海道	9	9	9
		東北	17	20	19
		関東	53	医師の内数	医師の内数
		東海	21	27	24
		近畿	63	61	62
		中国	15	14	15
		四国	6	8	7
		九州	25	19	22
		沖縄	6	19	13
		小計	215	177	170
	助産師	北海道	2	0	1
		東北	0	0	0
		関東	19	医師の内数	医師の内数
		東海	2	2	2
		近畿	9	3	6
		中国	0	0	0
		四国	3	0	2
		九州	5	1	3
		沖縄	3	3	3
		小計	43	9	17

			H29年度	H30年度	R1年度
	看護師	北海道	153	153	153
		東北	118	105	112
		関東	1,007	医師の内数	医師の内数
		東海	141	154	148
		近畿	566	573	570
		中国	133	96	115
		四国	92	64	78
		九州	157	156	157
		沖縄	60	51	56
		小計	2,427	1,352	1,386
	診療放射線技師	北海道	11	20	16
		東北	7	9	8
		関東	40	356	356
		東海	12	11	12
		近畿	73	74	74
		中国	1	2	2
		四国	14	2	8
		九州	34	17	26
		小計	192	491	500
	臨床検査技師	北海道	5	11	8
		東北	14	11	13
		関東	7	診療放射線技師の内数	診療放射線技師の内数
		東海	0	10	5
		近畿	3	48	26
		中国	18	16	17
		四国	16	16	16
		九州	2	24	13
		沖縄	17	15	16
		小計	82	151	113
	理学療法士・作業療法士	北海道	16	18	17
		東北	37	16	27
		関東	158	178	168
		東海	60	27	44
		近畿	123	43	83
		四国	27	14	21
		九州	111	47	79
		沖縄	18	12	15
		小計	550	355	453
	視能訓練士	関東	16	3	10
		近畿	12	5	9
		小計	28	8	18

			H29年度	H30年度	R1年度
	管理栄養士	北海道	2	2	2
		東北	1	2	2
		関東	2	0	1
		東海	3	5	4
		近畿	2	7	5
		中国	2	2	2
		九州	0	1	1
		沖縄	0	1	1
		小計	12	20	16
	薬剤師	北海道	19	20	20
		東北	117	132	125
		関東	404	464	434
		東海	82	84	83
		近畿	139	131	135
		中国	12	10	11
		四国	14	16	15
		九州	71	81	76
		小計	858	938	898
	合計		5,052	4,237	4,233
	合計内訳	北海道	262	269	266
		東北	319	314	317
		関東	1,911	1,415	1,252
		東海	381	371	376
		近畿	1,222	1,053	1,138
		中国	197	166	182
		四国	174	123	149
		九州	474	416	445
		沖縄	112	110	111
		小計	5,052	4,237	4,233

(注記事項)

R1年度の件数は見込み（平成29年度、平成30年度の平均値）を計上している。

(別表 5-2)

電話受付窓口（件）

(単位：件)

	H29年度	H30年度	R1年度
医師	678	445	562
歯科医師	262	201	232
保健師	520	633	577
助産師	172	311	242
看護師	4,471	3,582	4,027
診療放射線技師	147	220	184
臨床検査技師	462	415	439
理学療法士・作業療法士	772	1,015	894
視能訓練士	62	220	141
管理栄養士	3,079	3,308	3,194
薬剤師	837	857	847
合計	11,462	11,207	11,335

(注記事項)

R1年度の件数は見込み（平成29年度、平成30年度の平均値）を計上している。

電話受付窓口は事務局本部（東京）のみ設置

(別表6)
(単位：件)

卒業見込み証明書受付件数（件）

		H29年度	H30年度	R1年度
	医師	81	80	81
	歯科医師	30	29	30
	保健師	308	318	313
	助産師	231	249	240
	看護師	1,369	1,302	1,336
	診療放射線技師	48	46	47
	臨床検査技師	122	94	108
	理学療法士	258	249	254
	理学療法士	199	185	192
	視能訓練士	31	31	31
	管理栄養士	135	137	136
	薬剤師	74	74	74
	合計	2,886	2,794	2,840

(注記事項)

R1年度の願書受付の締め切りは1月中であるため、R1年度の件数は見込み（平成29年度、平成30年度の平均値）を計上している。

2. 従来の実施に要した人員

	4月～9月	10月～3月
人件費（プロジェクト管理職）		
H29年度	6人／1ヶ月あたり	14人／一ヶ月あたり
H30年度	10人／1ヶ月あたり	26人／一ヶ月あたり
R1年度	-	-
人件費（プロジェクトスタッフ）		
H29年度	0人／1ヶ月あたり	17人／一ヶ月あたり
H30年度	0人／1ヶ月あたり	30人／一ヶ月あたり
R1年度	-	-

（注記事項）

平成30年度については、平成29年度の実施状況を踏まえて人員の見直しを図っている。
主任監督員、監督員等について、請負事業者の職員の他（登録社員、派遣社員）は含めない。

（業務従事者に求められる知識・経験等）

試験実施事業の公平・厳正な実施を確保する観点から、特に責任者の立場として常勤で業務に従事する者については、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督や出願受付業務を経験した者であることに加え、試験執行を的確に遂行するための知識・リーダーシップ、願書受付・会場確保をスムーズに行うための企画力・知識などが望まれる。

（業務の繁閑の状況とその対応）

本件業務の国家試験は、各試験ごとに年1回（1月下旬～3月上旬）実施される。

試験は例年9月又は10月にその年度の実施が公告され、受験願書の受付・審査（11月～1月）及び受験票の発送（2月）の時期には、請負事業者の職員に加え、派遣職員を活用して対応している。

また、受験資格について取得見込で受験した者について事後提出書類の受付・審査（3月）があるが、当該事務については基本的に請負事業者の職員が対応している。

試験当日の立会業務への対応については、主任監督員、監督員等について請負事業者の職員の他、登録社員、派遣社員により対応している。

例年、願書の受付時期である11月から受験票等の発送を完了する2月、そして試験会場の運営業務が完了する3月までが事務の繁忙期となる。

合格発表については3月下旬となるが、試験種によっては受験者数が多いことから、合格発表の会場の確保について留意が必要である。

<参考>年間スケジュール概要

○受験願書配布期間 10月上旬～1月中旬

○受験願書受付期間 11月上旬～1月中旬

○試験期日 1月下旬～3月上旬

※日程については例年上記の日程で実施しているが、一定程度変更する場合があります。

※試験会場の確保については、試験日程が大学等のいわゆる受験シーズンと重なることから、会場に適した施設が確保しづらい場合があるので、十分に留意して対応する必要がある。

3 従来の実施における達成基準

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(医師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
(歯科医師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
(保健師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(助産師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		
(看護師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	1	0	1	0		
(診療放射線技師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(臨床検査技師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		
(理学療法士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	1	0		
(作業療法士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(視能訓練士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		
(管理栄養士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	4	0	1	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0		
(薬剤師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0		
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0		
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0		
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0		
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0		
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0		
不正受験	0	0	0	0	0		
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0		
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0		
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0		
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	2	0		
(注意事項)							
医師国家試験等を適正、確実かつ公正に実施するため、試験実施に当たり不正受験の防止に努め、試験問題の事前漏洩、正味時間の確保、本人確認・出欠確認の適切な遂行、確実な答案用紙の回収を行う必要があります。							
また、受験願書の配付に当たっては配付漏れのないように、受験票の発送洩れ、誤発送のないようにする必要があります。							
多数の受験者に対応するため適切な試験会場を確保する必要があります。							
令和元年度の実績については各試験の試験日が2月以降であるため記載していない。							

(1) 実施にかかる組織体制



(別紙 3)

個人情報に関する取扱い

(定義)

第 1 条 本契約における個人情報とは、厚生労働省（以下「甲」という。）から民間事業者（以下「乙」という。）に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第 2 条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改ざん及び漏洩などの事故等（以下『事故等』と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第 3 条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第 4 条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第 5 条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

る。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、媒体等への技術的安全装置の内容
- (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（情報管理体制）

第6条 乙は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、事業担当部局に対し「情報取扱者名簿」（当該業務に従事する者のうち、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」（業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）を提出すること。

（確保すべき体制）

第7条 情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。乙が本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、乙の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

2 乙が本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、受注者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の乙に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、乙以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

※「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者（当該業務の情報取扱いの全てに責任を有する者）、情報取扱管理者（当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者）、その他保護を要する情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等を、業務の一部を再

委託する場合は再委託先も含めて、記載すること。

- 3 乙は、第6条の「情報取扱者名簿」及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」に変更がある場合は、予め事業担当部局に申請を行い、承認を得なければならないこと。
- 4 乙は、本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、乙の役員等を含め、情報取扱者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。乙は、本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、乙の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、乙以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。

（履行完了後の資料の取扱い）

第8条 乙は、事業担当部局から提供した資料又は事業担当部局が指定した資料の履行完了後の取扱い（返却、削除等）について、事業担当部局の指示に従うこと。

（個人情報の取得）

第9条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第10条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第11条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第12条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。

なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第13条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙3と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第14条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、必要があると認めた場合において乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙3上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。
- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。